

紀美野町第2回定例会会議録

令和6年6月19日（水曜日）

○議事日程（第3号）

令和6年6月19日（水）午前9時20分開議

第 1 一般質問

第 2 議案第70号 工事請負契約の締結について

○会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
9 番	向井中 洋 二
10 番	伊 都 堅 仁
11 番	美 濃 良 和
12 番	美 野 勝 男

○欠席議員

8 番 北 道 勝 彦

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
総 務 課 長	曲 里 充 司
企 画 管 財 課 長	高 田 真 孝
住 民 課 長	森 谷 克 美
税 務 課 長	調 月 克 久
保 健 福 祉 課 長	森 谷 善 彦
子 育 て 推 進 課 長	黒 崎 智 帆
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	中 前 貴 康
ま ち づ く り 課 長	米 田 和 弘
水 道 課 長	長 生 正 信
美 里 支 所 長	(米 田 和 弘)
消 防 長	家 本 宏
会 計 管 理 者	太 田 具 文
教 育 次 長	東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員	菊 本 邦 夫
農 業 委 員 会 事 務 局 長	(吉 見 將 人)

○欠席したもの

農 業 委 員 会 会 長 宮 西 幸 次

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀
 事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

北道議員から欠席届が出ていますので、報告します。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時20分）

○議長（美野勝男） 本日、執行部から議案第70号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明の後、審議・採決を行うことになりましたので、報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第1、一般質問を行います。

本日は一般質問の通告において、質問の相手が農業委員会会長とありますが、代わって委任を受けた農業委員会事務局長が答弁することになりますので、あらかじめ御了承願います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

本日は4人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

9番、向井中洋二議員。

（9番 向井中洋二 登壇）

○9番（向井中洋二） おはようございます。それでは、私のほうから1点御質問をさせていただきます。

今後を見据えた移住・定住促進への取組についてということであります。

平成18年6月に、移住・交流のモデル市町村に紀美野町、有田川町、白浜町、那智勝浦町、古座川町の5町が県の認定を受け、県内でも先進地として移住・交流に取り組んでいます。その後、平成22年4月には、「きみの定住を支援する会」を法人化。そ

して、平成２７年４月に、新たにまちづくり課を創設し、移住・定住まちづくり事業に取り組んでいただいております。

しかし、現在では、県内はもちろん全国各地で移住・定住に取り組む市町村が増え、自治体間の競争も激しくなっていると考えられます。紀美野町もさらなる特色ある移住・定住の促進に力を入れなければならないと思いますが、町として、今後の取組をどのように考えているのかお聞きいたします。よろしくお願いします。

（９番 向井中洋二 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、向井中洋二議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

米田まちづくり課長。

（まちづくり課長 米田和弘 登壇）

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、向井中議員御質問の、「今後を見据えた移住・定住促進への取組について」お答えさせていただきます。

当町は、平成１８年に移住・交流モデル市町村として県の認定を受け、県内でも先進地として、移住・定住支援施策を推進してまいりました。コロナ禍では、相談者数・移住者数とも伸び悩んでおりましたが、昨年度には、集計を開始した平成１８年度以降最も多い１０世帯２３名、累計で１０６世帯２０３名の方に当町に移住していただくなど、一定の成果を得られていると考えています。

さて、議員御指摘の、移住・定住を取り巻く現状は、県内はもちろん、全国各地で、移住・定住に力を入れ取り組む市町村が増加し、自治体間の競争が激しいものとなっており、特色ある総合的な取組が求められています。

現在、当町では、「県下一の子育て支援」を目指した子育て応援宣言を経た支援や、地域で「なりわい」を創業しようとする若い世代を応援する人材育成の仕組みとして、関係人口や還流人口の創出につなげるための「きみの地域づくり学校」、また、移住・定住に係る様々な支援等を展開してございます。

中でも、移住・定住促進に欠かせないものとして「住むところ」が最も課題となることから、町として重点的に支援していくため、本年度から、高知県梶原町等を参考とさせていただき、町内にある空き家を１０年間借り受け、町が改修して移住希望者に貸し出す、「移住定住推進空き家改修事業」を進めています。

ほかにも、本年度からの新事業として、移住希望者が移住相談等で町を訪れる際の交

通費や宿泊費を補助する「移住希望者相談等支援補助金」、また、相続により空き家の所有者となった方に対して、移住者との契約締結を条件として相続登記費用を補助する「空き家活用促進奨励補助金」等にも取り組んでございます。

これらは、移住・定住希望者の移住に直結する事業でございますので、今後も社会動向や移住者のニーズ、また、財政状況等を鑑みながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、自席で起立して、質問、答弁をしてください。

9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 今いろいろな政策を聞かせていただきました。その中で、以前、和歌山大学の協力で調べた空き家の情報などされたと思います。その活用方法はどうにされているのか、また、空き家バンクへの登録件数はどの程度あるのか。また、その中で登録されている空き家で修繕することなく使える物件は何件あるのかお伺いをします。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） 向井中議員の御質問にお答えいたします。

和歌山大学で調査をやっていただきまして、町内のほうに、空き家のほうなんですけれども、現在914件調査させていただいてございます。その中で空き家バンクに現在登録させていただいてる部分というのが、令和5年の5月末現在ぐらいで23件となっております。

それと、そこで修繕することなく使えるものということなんですけれども、少々お待ちください。23件のうち3件程度。あとは、若干多かれ少なかれはあろうかと思っておりますけれども、修繕の必要はあろうかと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 今、空き家バンクの状況を聞かせていただきました。今も人口減少とともに空き家が増加する一方だと思っております。新規に空き家バンクに登録していただくための対策はどのように考えておられますか。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） 向井中議員の御質問にお答えいたします。

今年入りましてから、固定資産税の納税通知書等に空き家活用に係るチラシの封入をさせていただきました。それと、移住関係につきましては、まちづくり課のほうに集落支援員2名設置してございます。その集落支援員2名とワンストップパーソン、それから、NPOきみの定住を支援する会とともにいろいろと調査を行っているところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） その空き家情報の中で、集落支援員もいろんな形で頑張ってくれているのは分かりますけれども、その中で、マッチングがうまくいかず、入居がなかなか見つからず、家が傷んでくることの想定というのはどう考えていますか。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、お答えいたします。

実際、空き家バンク、先ほど23件あると申しましたけども、家が痛んでくる、それは当然管理のほうで十分でなければ、痛んでくるのは当然となります。その中で23件のうち半数ぐらいなんですけれども、なかなか流動ができない、登録したままになってるというような状況がございまして。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） そのサポートも含めて、集落支援員さんたちも何とかそれを長寿命化させるために活動されるという考えはございませんか。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） お答えいたします。

集落支援員のほうのサポートということなんですけども、長寿命化につきましても、基本、個人の財産にもなります。それで、踏み込みにくいところというのも当然あると思いますので、御理解賜りたいと思います。

ただ、その部分については、しっかり状況等の確認は行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 9 番、向井中洋二議員。

○9 番（向井中洋二） このことについて、以前、同僚議員も言われてましたが、家自体の傷みの最大の原因であるのは雨漏りであると私も考えております。そうしたことを未然に防ぐために、屋根の長寿命化を図る、家の長寿命化を図るために屋根の修繕に係る補助制度という考え方、補助のことでもありますので、このことは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 向井中議員の御質問にお答えいたします。

いろいろと御意見とかいただいて本当にありがとうございます。

平成18年から進めている移住・定住推進事業というのは、町にとっても大きな大きな事業でありますし、現在の中で移住してこられた方が新たにいろんな創業されてるとか、いろんなところでまちをにぎやかに活気づけてくれてるというのは本当にうれしいことであります。

そうした中で、議員がおっしゃっていただいている空き家バンクに登録している登録の空き家の活用ということだと思います。それにつけては、できるだけそのマッチングをスムーズにいくとか、それはうちのキーパーソン、また、集落支援員なり、定住を推進する会の委員の方々が一生懸命やっただいていただいているところでありますが、こと個人の物件の傷みについて、もちろん所有者の方も多分十分理解されてると思います。そうした中でできるだけそれがうまいこと進むようにというふうな思いを持っていただくととは思いますが、まだまだ決まらない段階で個人が持つてる建物の家の修繕に対してうちが補助するというのは、ちょっとこれはできないかなと思っておりますが、しかしながら、それが、先ほどうちの課長も申したように、新たに予算も置いて進めていこうという、そういった中での対策ということであれば可能かなと思っておりますし、それをだから借り受けていただいて、リフォームする中での補助というのはもちろんあるわけです。話が進まない状況の中で、これからどうするか分からん状況の中で、屋根の補修に対する補助というのは、これはできないかなというふうに思っております。

ただ、うまいことスムーズに進んでいく中での話とすれば、それは可能かなと思っておりますので、その話がスムーズに進んでいくように、うちも一生懸命心がけていきたい、頑張っていきたいなと思っておりますので、そういうことでどうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男） 9 番、向井中洋二議員。

○9 番（向井中洋二） それでは、先ほど町内の空き家を 10 年間町が借り受けて、そこは修繕をする。けど、今、屋根の補修に対しての補助、それは全額ではなかったも
いいと思うんです。3 分の 1 であろうが 2 分の 1 でも。それは空き家を守っていくとい
うことで言いますと、町では大切なことではないかと思うのですが、もう一度お願いし
ます。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えをいたします。

もちろん空き家を活用するという話が所有者とまとまれば、もちろんそういう形で進
んでいくんですが、まだまだその段階に来ていない状況の中で、じゃあうちのこの空き
家屋根が傷んできたので、町で補修してくれよとかというのは、これは難しいかなと思
っております。登録してくれているということは、その意思は十分酌み取れてると思
いますので、さらに話をもっともっと前へ加速化して進めていく中でいろんな話がまと
っていく、そういうことになっていくんだろうなと思っておりますので、その点どうか
御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（美野勝男） 9 番、向井中洋二議員。

○9 番（向井中洋二） これは何ぼ言うても仕方のないことかも知れませんが、
そうしたときに、やはり先ほどの空き家の登録数からいいますと、現在、修繕すること
なく使えるのが 3 件しかない。そういうことを考えたときに、次に町の施設として、
今、多分ニーズが高まっているのは平家の建物が一番移住者にも受けているものだと思
はっております。そうしたことを考えて、町営住宅の建設なども一度検討されてはど
うかと思いますが、このことについて、町長はどう思いますか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 来ていただいて、住んでいただける住宅を確保するというの
は大変大変大事なことで、最初、課長が答弁したように、一番やっぱり大事なキーにな
るところは、住む場所があるかないかということで、それでもって移住相談の方が判断
すると。ちょっと今ないのよということであれば、もうすぐよその町へ行っちゃう。し
かしながら、うちに今はこういう物件とこういう物件があるということで、その相談に

応じることができれば、もうすぐ決めてくれる。そういうことというのは我々も視察していろいろ勉強した中でよく分かってきたことであるので、おっしゃるように本当に住むところを確保しておくとかというのは本当に大事なところであります。

先ほど3件と申したのは、もうリフォームとか修繕なくても、もうすぐにでもだから住んでもらえる物件が3件で、しかしながら、以外のところでも少し手を加えることによって住んでもらえるということはあります。ですから、我々とすれば、今年度予算を認めていただいた中で、町が借り受けて、国の補助ももらいながら改修して貸し出すという事業を今年度から進めているわけですが、そういったものは今言ってる3件以外の話になろうかなと思っておりますし、さらに、これまでもやってきて、さらに充実した、借り受けてもらった、例えば、購入なり借りた家を自分でリフォームをするという方ももちろんいらっしゃいます。そうしたときには、県は最高100万円の補助金。町もプラスして100万円の補助金ということで、最高200万円のリフォームに対する補助金も用意しておりますので、そこは、その選択というのは、来られた方が選択する部分でもあるかなと思っております。ですから、いろんな角度から住むところを確保するための制度をつくってやってるところでありますので、そこらを相談に来られる方とも十分話はするし、空き家の持ち主の方々にもその旨をしっかりとお伝えして協力してもらうと、そういうことをしっかり努めているところでありますので、こんな空き家があるとか、あんな空き家があるとかといういろんな情報は、それこそ我々もしっかり収集しておりますけれども、いろんな情報があればまた教えていただければなと思っております。

議員にもいろいろ情報も教えていただいているところでありますが、そういう情報はやっぱり一番大事なかなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 移住を希望される方というのは、もういろんなニーズがあると思うんです。その中で、町が独自のやっぱり住宅というのも大事かと私は考えております。

以前、古い話ですが、平成16年に和歌山県が建てていただいた紀美野町美里緑の雇用担い手住宅、これも東部地域にありますけれども、それ4軒、今ではもう完全に埋まってしまっているぐらい人気があります。出入りはあるものの、こういう建物もやっぱ

りニーズには応える1個の手段かなと思いますので、再度、このことについての御答弁をお願いします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えいたします。

議員言われるように、それは本当に大事なところであって活用していただいているし、また、緑の雇用住宅については、これは毛原にあります。そこを活用して新たに地域おこし協力隊で、自伐型林業に従事する地域おこし協力隊の方々にそこを住まいとして住んでいただいて、紀美野でいろいろ活躍していただいているということもあります。

また、昨年度は、民間の賃貸住宅の建設を後押しするということで、吉見地区に1件民間の住宅ができたということがあります。それはそれでいいんですが、また町としては町営住宅の建設等についても、もちろん今後も考えていきたいなというふうに思っておりますので、一つには、元の神野保育所の近くに旧の美里の神原団地という町営住宅がありました。そこは解体して今、平地になってる。その近くに一つ造っておりますが、元の町営住宅の跡地というのも今そういう候補地となっているものでありますので、そんなところもしっかりと考えていきたいなと思っておりますので、議員言われるように、そうした町営住宅はやはり必要ではあるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 町営住宅、できれば一番、新しく建ったところへはニーズも確実にあると思いますし、町の遊休地を利用したそういう政策というか、そういう形の中で新しく建てていただくということを最後にもう一度聞かせていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） いろいろと御意見いただいて、本当に我々も参考にさせていただきたいと思えますし、もう一つ、先ほどお話しするのちょっと漏れたんですが、今新たに移住で来られた方が、シェアハウスという、そんな事業も積極的にしていただいている方もいらっしゃいます。それも一つの移住で来られた方が住む場所というふうになってるところもありますので、そういった方々が頑張っているのも何らかの形で応援できたらいいかなというふうに思っておりますので、いろんな手法とか手立てがありますので、いろんなことを考えて、その家の方々、相談に来られた方がやっぱり紀美野に決

めたというふうに言っていただけるようにいろんな対策を講じていきたいなというふうに思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、向井中洋二議員の質問を終了いたします。

○6番（埴谷高夫） 議長、議事進行、6番。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私、一般質問でずっと議員になってから太陽光の問題を取り上げて、そして、農業委員会に質問してきたんですけども、全て課長が代理で答弁すると。これは限界があるんじゃないかと思います。所用とか、どうしてもものっぴきならない事情で出席できない、病気であるとか、それは分かりますけれども、ずっとそうなんですか。例えば、町長さんが長期に何らかで欠席されると、ところがいらっしゃると。常に出席できる状態であるのにいらっしゃる。しかし、議会は出てこない。課長が代わりに答弁する。教育長さんがいらっしゃらない。どこか出かけてたとすれば別ですけども、出席できる状態であるのに出てこないとなったら次長さんが答弁する。これはおかしいでしょ。課長さんは農業委員会を代理できますか。できないでしょうが。なぜ会長の代わりに答弁するんです。そういうのを許すんです。それは駄目ですよ。私、農業委員会に質問しますけれども、責任持って答弁できますか、彼は。どうです。

○議長（美野勝男） 農業委員会会長においては、前回もそうでしたけれども、家族の方の体調ということで欠席ということ。今回は、奥さんをお医者さんへ連れていくということです。そういうことでありますので、御理解いただきたいと思います。

続いて、6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） のっぴきならない理由で欠席する、それは仕方がないことですから、それは構いませんけれども、なるべく出席をお願いしたいと、そういうことを担当から強くおっしゃってください。

それでは、私、4件です。質問は。太陽光の問題はちょっとボリュームありますけれども、始めます。

新たに計画されている2件の設備について、法と条例に照らして適正な手続がなされているかをお伺いしたいと思います。

クリエイティブ・リアルティとチェンジ・ザ・ワールドの変更申請が出てます。これ

に基づいて、町は令和6年の2月29日に受け付けまして、3月12日に変更協議が終了した、このようになってます。変更協議の内容をお伺いしたいと思います。

それから、2番ですけれども、現在進行中の5件の太陽光の設備、適正な工事が行われているかどうかをお伺いしたいと思います。適正と思ってられるでしょうか。それともいろいろな不備、工事のずさんさが散見されるとか、何か問題があるということでしたら、その点をお伺いしたいと思います。

それから、3番目に、平面図を何度も要求してますけれども出ておりません。出てないというのは、私、吉見課長さんに4月の26日でしたか、平面図頂きました。しかし、それは平面図ではないです。というのは、現状とは全く違います。現状今できているものと平面図は違いますから、あれは平面図じゃないですよ。提出、どのようになっているかというのを伺いしたいと思います。

4番は、町再生エネルギーの発電設備等、これ条例ですよ、町に関する条例。これが本当に機能してるかどうかというのを、私、疑問に思っています。他の市町村の条例をつけましたので、それについてまたやり取りしますけれども、本当にこれ条例が機能しているかというのを町長さんにお伺いしたいと思います。

次は、文化財保護条例、同規則です。これは教育長ともお話をして、そして、ニホンアカガエルは前向きに進んでいる。これは了としなければならないと思います。ありがとうございます。しかし、その過程で、やはり条例が不備、それとも申請者の不備、どちらの不備か分かりませんけれども手間取ったと。審議会で手間取ったということがあるわけです。審議会で通っても担当課からこの申請はどうかという疑義が発せられました。これについて、どういうお考えなのかを、今後のこともありますから、今後、動物について申請があった場合に、またこういう問題が起こり得るかも分からない。その点をお伺いしたいと思います。

今のアカガエルの問題に関連して、ニホンアカガエルの天然記念物指定についてで、天然記念物に指定されたとしたら、まだ指定されてませんけれども、されたとしたら、今、太陽光の建設業者は水路を壊してる。そして、オタマジャクシ死滅させました。太陽光の事業地をブルドーザーみたいなのでかいて、そして平くして、それも写真つけてますけれども、そのような状態で、今いうジェノサイドですよ、ニホンアカガエルの、そういう状態になっていると。そんなことを許していいのか。指定前ですけれども、許していいのかどうかというのを伺いしたいと思います。

女性職員の登用については、前回、これは北海道議員が再三取り上げまして、そして、答えをいただいています。私、過去3回のここの議会でのやり取りを読ませていただきました。さきの2回は全く駄目ですね、あれは。あんなんでよう答弁したなと思うような内容でした。しかし、最後の答弁は非常にいい答弁が一つありました。それは、多様性の考え方を取り入れないと駄目なんだという答弁でした。これは非常に結構な答弁だったと思います。しかし、現実は今1名ですよ。どういう取組をなさっているのか、どういう位置づけでこれから女性の登用を進めようとしているのか、そういうビジョンがありましたら、それも併せてお尋ねしたいと思います。

以上です。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) それでは、埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長(森谷克美) おはようございます。

それでは、私からは埴谷議員の1番目の質問、樫河池下の太陽光発電設備についてに対してお答えさせていただきます。

まず、質問要旨の一つ目、新たに計画されている2件の設備について、法と条例に照らして、適正な手続がなされているかとの御質問です。

現在、事業者からは、紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例第8条、同条例施行規則第4条により事前協議申請書が町宛てに提出されている段階であります。町は事前協議を受けた後、紀美野町法定外公共物管理条例やほかの条例等による許認可について確認し、事業者が所定の手続を経た後、事業計画書を提出することとなっております。変更協議の内容としましては、事業者の変更ということでお伺いしております。

二つ目の、現在進行中の5件の設備について、適正な工事が行われているかとの御質問です。

現在、事業者が条例第12条、規則第8条により工事着手届を提出し、工事を実施している状況となっております。

三つ目の、平面図、強度計算書の提出はどうなっているかとの御質問です。

現在、工事施工中となっており、完成したものにつきましては、令和５年３月２０日施行の改正電気事業法により、使用前自己確認が義務づけられており、その中で、主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図の作成及び経済産業省への届出が義務づけられています。その資料を、町のほうへも提出していただこうと考えております。各荷重計算につきましても、同様に提出を求めたいと考えております。

四つ目の、町再生可能エネルギー発電設備条例と規則は機能していると言えるかとの御質問です。

条例制定以前であれば、１０キロワット以上５０キロワット未満の太陽光発電施設は、土地を現状のまま使用するのであれば、土地の地目や状況によっては、誰も知らずに太陽光発電施設が設置されるというような状況もあり得ることとなっておりました。今回、条例等を制定し、事前の町への協議、周辺住民への説明会を開催する等の条文を定めることにより、何の届出や周知もなしに、太陽光発電施設が整備されるようなことは回避されております。

以上のことから、条例等の整備については意義があり、機能しているものと考えております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（住民課長 森谷克美 降壇）

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長 吉見將人 登壇）

○農業委員会事務局長（吉見將人） それでは、私のほうからは、埴谷議員の一つ目の、新たに計画されている２件の設備についての法律と条例の部分の法の部分についての適正な手続がなされているかの質問と、現在進行形の５件の設備についての農地法に絡む部分についての答弁とさせていただきます。

まず、一つ目の御質問でございますが、新たに計画されている２件の太陽光発電につきましては、農業委員会は、一時転用の許可をしてございません。現在は農地でございます。

この２か所の農地が農地転用手続がなされていないままに太陽光発電設備設置準備が整っているのではないかということで、動木及び檜河池の両区長から連名で嘆願書が提出されました。

このことから、農業委員会は、６月１０日、農業委員会終了後に、農業委員会の委員

とともに現地確認を行ってございます。その際、土を起こせば、すぐに農地として使用できる状態ではあるものの、３３５番地は調べる必要があるとのことから、調査を進めているところでございます。

耕作者と事業者等から聞き取り調査を行ったところ、３３５番地及び４６８－１番地の農地は荒廃農地であったことから、草刈りだけでは耕作できる状況にないため、雑木、雑草の根っこを除去し、整地することとなっていたと聞いてございます。

現地を確認したところ、４６８－１番地は、表面の土の根っこごと除去して整地したと考えられますが、３３５番地におきましては、３３４番地との境界にあったはずのあぜがなくなっており、耕作者がこのことを知らなかったということでございますので、あぜの撤去は耕作目的ではないと思われ、現在、事情調査を進めているところでございます。

また、聞き取り調査の段階ではございますが、事業者からは、指示いただければ現況に戻しますとの話がございました。

しかし、違反転用が疑わしい場合は、事情調査におきまして、必ず書面照会や書類提出を求め、記録に残すことや違反者を特定する必要があるでございますので、県や弁護士より助言をいただきながら、現在、事情調査を進めているところでございます。

続きまして、二つ目の御質問でございますが、６月１０日に、３３４番地にあつて、共同使用されていた素掘りの水路が埋め立てられてしまっていること。それから、３３４番地の土が境界を越えて隣接農地まで寄せられており、境界が分からなくなっているとのことで、隣接農地の所有者の方から申入れがございました。

このことにつきましては、翌１１日に３３４番地の地権者、隣接地権者、事業者、事務局の職員で現地確認をしたところ、以前、水田を耕作していたところに使用されていた素掘りの水路が埋められてしまっていることが確認されました。

この水路につきましては、現在使用されていないようでございますが、隣接地権者が再び水稻を耕作するためには必要な水路でございますので、１０日に事業者に話をしたところ、事業者側は隣接地権者の求めに応じ、水路を復旧するとのことでございます。

次に、３３４番地から隣接農地に入っていた土につきましては、現場に行った際、既に除去されてございましたが、土地の境界が分からなくなっており、これに対して事業者は、隣接地権者の要望に応じ対応するというところでございます。

議員がおっしゃられますように、適切に工事が行われているかどうかについてでござ

いますが、他人の土地に土が寄せられていたこと。水路が、隣接耕作者の相談もなく埋められていたことは、問題があったものと考えてございます。

農業委員会としましては、耕作放棄地で現状確認が困難であったとしても、以前の土地の所有者や周辺の耕作者に確認するなど、丁寧に対応し、また、農地法を遵守し、周辺農地への悪影響を及ぼさないようにするよう、指導してございます。

それから、三つ目の図面の平面図の話でございます。以前、埴谷議員から御要望がございました平面図につきましては、一番当初のときの図面の校正ということでしたいたしたものをお渡しさせていただいてございます。ただ、議会でもございましたが、平面図を求めないのかということでもございましたので、実際に農業委員会から事業者に対して求めてございます。ただ、現在のところ提出はされておられません。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます

(農業委員会事務局長 吉見將人 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） おはようございます。私のほうから、埴谷議員から御質問の2問目、3問目について答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、2問目の文化財保護条例及び同規則についての質問についてお答えいたします。

本町では、平成18年に紀美野町文化財保護条例及び同施行規則を制定し、施行しております。

同条例では、有形文化財、無形文化財、民俗資料及び史跡名勝天然記念物を文化財の対象としており、学術上価値の高い動物についても、史跡名勝天然記念物として対象としております。

本条例により現在指定している文化財は、無形文化財2件、有形文化財1件の3件でございます。

今回初めて、ニホンアカガエル、動物の文化財指定の申請案件がございました。

本条例は、動物の指定に関しては、主に全町的な種の指定を前提としているため、申請内容に照らし合わせますと、課題が幾つかございました。しかし、申請者の思いや審議会の答申を受け、顧問弁護士とも相談しながら条文等を解釈し、現在、指定に向けて取り組むことができております。

したがって、動物の保護に関しましても、紀美野町文化財保護条例及び同規則は

機能していると考えております。

以上、答弁といたします。

続きまして、3問目、ニホンアカガエルの天然記念物指定についての質問にお答えいたします。

令和5年6月5日に指定文化財指定申請があったニホンアカガエルについては、3回の文化財保護審議会を経て、6月末の教育委員会にて指定の可否を審議することといたしました。申請者の思いや審議会の決定を尊重し、審議する予定でございます。

この申請によるニホンアカガエルが指定文化財に指定されますと、申請者に対し、指定文化財の保護に努めていただくとともに、申請地隣接土地の地権者に対しても、申請地のニホンアカガエルを文化財指定した旨を伝え、保護に協力していただくようお願いしていく予定です。

以上、答弁といたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 埴谷議員の4問目の女性職員登用についての御質問にお答えさせていただきます。

当町では、平成29年3月に策定いたしました、第2次紀美野町男女共同参画基本計画にありますように、性別にかかわらず管理職への登用促進を施策に掲げ、職員の意識の高揚と能力向上を図るため、女性自身が様々な場面において能力を発揮できるよう努め、女性職員の管理職への積極的な登用を推進しているところです。

令和6年4月1日現在における所属長は14名で、そのうち女性の所属長は1名、管理職全体で言いますと、管理職50人のうち、女性の管理職は7人で、女性の管理職の割合は約14%という状況です。

当町では、管理職など重要役職への登用にあつては、人事評価制度などを通じて、個人の能力・実績・適正など性別にかかわらず公平に評価し、最もふさわしい職に登用しております。

女性の管理職を増やし、多様性のある組織をつくることは、女性の視点によるきめ細やかな政策の実現や行政サービスの向上のため、大変重要であると考えております。

今後も女性が活躍できる職域の拡大や女性が力を発揮できる環境整備をさらに進め、

意欲と能力のある女性職員を管理職へ登用していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、女性職員登用についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、自席で起立して、質問、答弁をしてください。

6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） それでは、まず1点目から、許認可についても確認しているとおっしゃいましたけれども、もう一回、どのような許認可について確認してるんでしょうか。すみません。聞き漏らしましたので。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 変更申請に係る確認ということでよろしいでしょうか。

事業者の変更ということで確認させていただいております。現在、変更協議を上げていただいております。住民説明をしていただいた後、また、こちらのほうへその説明結果を報告していただくということになっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ちょっと待ってください、よく分からない。どこで変更を確認したんですか。そしたら。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 令和6年2月27日の変更協議申請で確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） その変更申請を出してるんやからそれは分かりますよ。しかし、従来、町の立場は、F I Tと同じようになるように申請すると、こういうことでしたよね。それは課長さん、聞いてられますか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 先日の住民説明会で、F I Tの内容とパネルのメーカーとか、そういうところが違ったというところはお伺いしてますので、その件に関しては、

今現在、指導している状況です。

以上です。

- 議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。
- 6 番（埴谷高夫） それは誰から話があったんですか。
- 議長（美野勝男） 森谷住民課長。
- 住民課長（森谷克美） 施工事業者だったと思います。

以上です。

- 6 番（埴谷高夫） だと思うとはどう、はっきりと。だと思うじゃ駄目。
- 住民課長（森谷克美） 施工事業者です。
- 議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。
- 6 番（埴谷高夫） 施工事業者がどういうことを言いに来たんですか。
- 議長（美野勝男） 森谷住民課長。
- 住民課長（森谷克美） 町のほうからは、変更認定を受けておられましたので、それに係る住民説明会は実施してくれということを再三申し上げてきたところですよ。先日、住民説明会を開催されたということで、その中でパネルのメーカーの件と、あと、パワーコンディショナーの自立運転と給電コンセントに関しましては、ほかの規格とちょっと違うよという指摘を受けてるんで修正したいと思っていますという話は伺っております。それ以降、まだ報告は来られてないという状況になっています。

以上です。

- 議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。
- 6 番（埴谷高夫） それは業者が説明会終わったと、これで説明会は終わりですよという報告ですか。それとも、説明会は終わってませんという報告ですか。
- 議長（美野勝男） 森谷住民課長。
- 住民課長（森谷克美） 説明会を実施して、そういう指摘を受けてますという報告をいただいております。
- 議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。
- 6 番（埴谷高夫） 説明会について、どのようなことが説明会で話し合われたのかということを報告しに来たわけですね。それでもって、しかし、説明会が終わったのか終わってないのか、なぜ確かめてないんです。
- 議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 説明会終わった暁には、説明会の実施報告書というのを提出していただくんです。それをまだ提出していただいていないので、現状ではまだ終わったかどうかという判断はしてない状況になってます。提出されればその判断をしたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そうしたら、説明会の議事録なり、報告書ありますよね、どこでいつどういう区長に呼びかけてというありますよね。そういうのが整ったら、この間の説明会はそれで終わったということでもいいのでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 町の規則に基づいているものであれば実施されたものと把握したいと考えております。ちょっと内容を見てないので、ちょっと何とも言えない状況となっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 多くの方がこの説明会に参加したので、私ももちろん参加しました。そこでは、一番問題、全部が問題だったんです。とんでもない説明会だったんですけれども、一つは、資料をお渡ししました、変更申請書のところで、当該認定のという、これ再エネ特措法の施行規則ですけれども、ハのところに、これ全部読みませんけれども、何て書いてあるかといったら、50キロワット未満の施設を100メートル以内で同一事業者、密接な関係と書いてますけれども、同一事業者です、あそこはね。ホープフルマリンという同一事業者が100メートル以内の範囲であると。そして、50キロワット未満ですけれども、合計で50キロワット超えますから、そしたら説明会をしないよということを書いてある、ここにね。ですから義務なんですね、説明会をするのは。そして、説明会をする義務があると。

その次に、第5節、議事等のところに、これも施行法第4条の2の3第2項第3号に、事業者自身が出席して、そうして説明しなさいよと、こう書いてあるんです。代理じゃ駄目なんです。そして、ほかの部分ですけれども、旧事業者も参加しなさいと、旧事業者と新しい事業者が説明会に行って、そして、事業者が代わりましたよと、こういうことを説明するんですと言ってるんです。ところが、この間来たのは、輝産業の建設事業

者ですよ。営業者でもない、事業者でもない、建設事業者が来て、輝産業の社長、それから担当、そして、輝産業の弁護士さん、代理人。この三方が来て、説明会をしたんです。こんなこと許されますか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） この事業者自身が出席説明会ということなんですけれども、改正FIT法及び施行規則は存じ上げております。その適用に関しては、令和6年4月以降の事業認定または変更に係るものということで施行されておりますので、今回のFIT法の変更はそれ以前のものでしたので、これが適用されていないものと解釈しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） それでは、変更認定日見てください。2024年2月27日に変更したんですよ。この申請は2023年の11月14日に申請したんです。これは事業主の変更ですから、説明会を認定日の3か月前にやらなあかんのです。したがって、2月27日変更認定日、11月には、申請するときは説明会やってなかったらあかんのです。それはどうですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） この条文が適用されるということであればそういうことになると考えております。ただし、この条文が改正適用されたのが、あくまで令和6年4月以降に対する再エネ特措法であると認識しておりますので、今回はそれ以前の営みになっているものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 3か月前は、この4月1日の施行は関係ないですよ。3か月前に説明するというのは。そういう認識でいいんですか。3か月前に説明会をせなあかんというのも、4月1日以降は関係ないと。こういうことでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 6年4月以降に係るFIT認定及び変更申請に関しては、もちろん説明会を実施していただかないと、恐らくFIT認定自体取れないと思っております。ただ、今回のホープフルマリンさんへの事業者の変更は、この法律が施行前に

されているものなので、適用されていないものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そうしたら、3 か月前に説明会をせんなんという事項も4月1日からの適用ということでもいいんですか。そういう認識ならそれで結構です。

従来、説明会は事業者が出席されてました。クリエイティブ・リアルティの方が出席して、そして、説明会をする。旭東不動産の人が出席して説明会をすると、こういうことがありました。今度は違いますよね。建設業者が3者来てやったと。こういうのは条例に照らしてもそれで構わないんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 条例では原則事業者が説明するということで条文は記載しております。ただ、代理人は認めない等の記載もありますので、今回は弁護士さんが代理人をされたのか、ちょっと私、説明会に出席してないので状況を把握してないんですけれども、代理の方が説明されたと思っております。その件に関しましては、説明会の報告書が提出されたときに確認させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 私先ほど言いましたよね。そんなん確かめてます。説明会的时候。あなたは誰を代理してるんですか、いいえ、代理はしてませんと。輝産業の方が3人、全てそうです。輝産業の関係者が3人出て、太田エコファームの代理をできるわけでもないし、ホープフルマリンの代理をできるわけでもない。こういう方が3人出た。それは無効ですね、これ。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 先ほども申し上げさせていただいたんですけども、説明実施記録がまだ提出されてませんので、提出していただいたときに、その旨も併せて確認したいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そうしたら、私言ったことを今覚えといてくださいね。向こうが出してきたときに、3者しか出てないと。私、委任を受けて出したんですというよ

うな書類がもし出てきたら、それは改ざんですからね。私文書偽造の改ざんですから。それははっきりと心に留めといてください。

それから、説明会で行われた説明の中でもう一つ納得できないのが、太陽光の発電設備の設置形態、これは地上設置で野立てと書いてあるんですね。私、そちらから資料をもらいましたときに、今度は野立てでやるんや、野立てでやるので、ああいう農地の改変をやって、駄目ですよ、農地の改変したら駄目ですけども、ああいうことをしてるんだなと思いました。その下の、その下といいますか、J P - A C の変更認定の書類では、パワーコンディショナーのところもハイフン引かれてます。給電用のコンセントにもハイフンです。そこは表示がないと。パワコン、今度10台つくんですよ。営農型と言ってますから、給電用のコンセントは要りますよね。30%自家消費でやらないんやから。それもハイフン引かれてる。なぜかといったら野立てだからですよ。野立てだからこういうところに記載がない。付け加えて言いますと、太陽電池に係る事項、人工ソーラー、その下の22.1%変換効率ですね。その形式番号、枚数360枚。115.2キロワット、合計出力、全部違います。こういう変更認定を受けて、そして、以前、課長さんがおっしゃったように、F I T 認定と申請を合わせるんですよというような話がありました。全く違うでしょう。こういうのを受け付けて、事前協議を行った。こういうことでいいんですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時27分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 先ほどのF I T 認定の変更の中で、野立てが営農型になっていなかったり、コンセントがないというところについてですけども、令和6年2月28日に事業者はその旨問い合わせさせていただいております。その後、連絡がありまして、もともとここの1画のF I T 認定が2019年で、営農型の区分ができたのが2020年からとなっているとのことです。2019年に認定を受けたものなので、表

示がそのままにはなっているんですけども、営農型での設置及びパワーコンディショナーの自立、コンセントの設置についてはもう変更済みとなっているとのことです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 課長さん、それは裏取ったんですか。裏取ったておかしいか。法的な確認はしたんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 申請先の J P - A C のほうにも確認しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そうしたら、おかしい話になるんですが、J P - A C の当初の申請は、ここないんですよ。そういう区割りがなかったと。営農型か水上設置、そういう区割りはなかったんだと。違う、ごめんなさい、地上型で野立てか営農型、そういう区割りはなかったと。単に地上設置型という申請があったと、認定があったということですね。ところが、これは変更になってるんですよ。変更のところをちょっと見ますと、太陽光発電設備の設置形態 1 4 のところに、旧来は今言ったように地上設置型だけでした。今回は、地上設置型、そして、野立て、営農型、水上、この三つの区分けになってるんですよ。野立てにチェックを入れないと、こういう認定にはならないんです。分かりますか。ここが白紙だったら、前も地上設置型ハイフンですから、そのまま地上設置型で残るんです。ところが、わざわざ野立てに入れたもんやから野立てになってるんですよ。違いますか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 確かに 2 0 1 9 年の申請当時は野立てで申請されてたようです。ただ、2 0 2 0 年以降に営農型というものが種別として追加されて、変更申請時にはそれとパワーコンディショナーの自立、給電コンセントの有無を選んではいそうなんですけども、2 0 1 9 年の申請に関しては反映されないということで、J P E A 代行センターのほうに確認しても、そういう答えだったとのことです。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 営農型がはっきりしているのに、なぜ営農型じゃないんです、

そしたら。野立てと営農型じゃ全然違いますよ。この時点で営農型、はっきりしてるわけでしょう。私、課長さんのさっき言った説明、納得できませんけれども、当初は野立てだったと。こういうことではないですよ。当初は地上設置型であったんですよ。当初から野立てであったわけじゃないですよ。野立てが営農型に変わったわけではないですよ。ここでは明らかに野立てというところにチェックを入れたから野立てになってるんでしょう。違うんですか。そしたら、前のままで野立てだったと、課長さんおっしゃるように野立てだったとしましょう。そのままだったら、今度の変更のついでに、野立てじゃないですよ、これは営農型にチェックを入れるべきじゃないんですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 10 時 46 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 51 分）

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 先ほどの野立ての件なんですけれども、2019年から2020年で項目ができたときに、野立てに必然的に振られて、その後、営農型に変更をかけてるんですけれども、その反映がなされないとのこと。変更はかけてるんですけれども、申請当時のまま変更許可証は来てるという状況になってるということです。以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 変更をかけている。いつ変更をかけたんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 変更認定申請は2020年2月27日で行われているものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 変更申請をかけてるというんでしょう。野立てを、ここを営農型にしようと、業者はしてるわけでしょう。それはいつしたんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 事業者がいつ変更申請をしたかはちょっと把握しておりません。ただ、こちらのほうで変更認定の申請書をいただいたときに変更されてないので、どうしてかということをお願いしたところ、そのような返事をいただいて、J P E Aにも問い合わせたところ、問題なくその届出がされていますということで確認しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） それをいつやったかというのが問題でしょう。説明会の後か前か。それが問題なんですよ。今やっても仕方ないんですよ。それは説明会で指摘されたわけですから。説明会で指摘されて、これは野立てやと、これ駄目ですよということで営農型に変更申請したというのと、2月27日時点で、去年の11月14日時点で営農型に変更申請したんですよ、ところが、今まだこれは変わってませんよというのは全然違うでしょう。事前協議をしたときに、本当に変更の申請をしてたんですか。それはどうやって確認したんです。それは申請書の写し見せてもらったら分かるでしょう。そういうことをしたんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 変更に係る確認は、令和6年2月27日の変更認定を見せていただいて、変更が反映されていないのを確認するために、2月28日に連絡して、確認させていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） どこへ確認したんですか。2月28日に。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 提出事業者及びJ P E Aに問い合わせをしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そうしたら、その他の先ほど言いました太陽電池に係る事項、それから、パワコンや給電用のコンセント、これらも同じように変更申請してるけれども、認定がされてない、変更がここには載ってないと。そういうことで理解していいん

ですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 全て変更が、提出はされていますが反映されていないという
ことで認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そうしたら、反映されていなかったら、なぜ野立てを営農型
で進めるんです。申請して、そうして申請が認められて、変更して、それぞれが変更さ
れると。それからこちらに言ってくるのは分かりますよ。ところが、申請段階でまだ認
定を受けてないと、まだ野立てのまんまですよ。申請認定が野立てのままなのに、な
ぜ営農型の説明会したり、営農型で事業を進めようとするんです。変わるまで待つべき
ではないですか。この問題は、以前から問題になってる。以前、住民課長さんは違いま
すけれども、F I T 認定と町の申請が違うと。なぜこれ違うのですかと言ったら、今、
F I T に申請出してますと。出してますというのはうそだったんですよ。全くのでたら
め、何か月も後にやっと認定出して、申請して、そして変更が認められた。そんな状態
だったんですよ。それ信用できますか。そういうのを信用して、そして、野立てのまま
で事業を進めるんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 変更認定についての通知の表記が変わっていないことに
不信を覚えまして、その当時、事業者にも問い合わせし、J P E A のほうにも確認させ
ていただいた結果、その時点で反映はされているとの御回答だったんです。反映はされ
ているんですけれども、認定証の中へは記載として反映されていないということで、営
農型には変更していただいて、実施していただいて結構なんですけれども、この通知書
のほうへの表記がなされていない状態ということになってます。表記はされていないで
すけれども、計算書のほうでも反映されてるということでお伺いしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そうしたら、いつ変わるんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 2 0 1 9 年に申請したものについては、この様式の表記

は変わらないとお伺いしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） じゃあ何を信用するんです、あなたは。相手がこう言いました、業者がこう言いました、それで信用して。これは営農型、パワーコンディショナー 10 台、給電用のコンセントがあり、人工ソーラーが、これはトリナじゃないですよ、GMソーラーか、全く今まで出てきてないソーラーですね。そして、変換効率も 22 だったかな。形式番号もちろん違いますね。枚数も 360 枚じゃないです、200 枚ですよ。合計出力も 115.2 じゃないですよ、115.1 か 115 だったかちょっと忘れちゃったけど、どちらかですよ。変わってます。全部変わってるのに、相手の言葉を信じて、J P - A C の言葉を信じて、言葉だけで業務を進めようというんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） J P E A の電話で問い合わせさせていただいて、公的機関であるので、もちろんお言葉に関しては信用させていただいております。それとまた、使用前自己確認制度におきまして、またパネルのことですとか、平面図、荷重計算とか、全て経産省に改めて提出されることになってますので、そこで不備があるということは基本的に考えられないと思っておりますので、J P E A さんの証言も信用させていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 私たち住民が信用するのはこの紙 1 枚なんです。再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について、この紙 1 枚でしょう。これが最後まで変わらない、このままで行くんですよ、そんな話信用できますか、それで。なぜ認定が変わらないのよ、そしたら。理由は何ですか。変わらない理由は。変わらなくてもいい理由は何ですか。その理由をちゃんと追及すべきじゃないですか。こんな書類出されて、これで事業を進められますか。私たちこれで信用して、営農型ですよ、パワコン 10 台ですよ、パネルも変わりますよ、そういう話を信用していいんですか。説明会でそういうことをされて、私たちは何を根拠にそしたら説明を聞くんです。基になる F I T の変更認定が違うでしょう。そしたら、そんなことはどうにもならないでしょうが。一生変わりませんよ、このままです。発電事業が行われても変わらない。こういうことですか。

こんなことで事業を進めていいんですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） その当時、J P E A代行申請センターに、変わらない旨電話で確認はさせていただいております。いま一度、何らかしらの変更後の数字及びメーカー名が記載されたものが提出できないのか、再度問い合わせします。確認させていただきます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そうしたらやはり進めましょう。

業者は住民の説明会はしなくていいと、こういう立場ですよ。しなくていいのに何ですんかという話になりますけれども、住民のほうから、条例で決まってるやないですかという話をしたら、法律より上位の条例はありませんから、それは違いますという話でした。条例上で説明会をしなければならないというのは、これはどういうことになるんでしょう。どういう認識ですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 今回、事業者が変更されたということで、事業者が変更された場合は、改めて住民説明会を実施してくださいということで事業者のほうにお伝えして、説明会を開催していただいたと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そうしたら、やはり事業者にちゃんと言うてください。これは間接強制なんですよ。というのは、説明会を開かなかつたら、町は勧告するわけですよ、最終的に。勧告して、説明会開きなさいよと。それでも開かなかつたら国へ報告する。国はどういうことを言うかということ、条例を守りなさいと言うわけですよ。したがって、これはできない。直接的に説明会をせよということにならないけれども、間接的にそういう説明会をしなさいよということを命じてるのと一緒になんですよ。それをちゃんと業者に説明してくださいよ。でないと、あんなとんちんかな説明会になるんです。説明会の要件を満たしているとは私は思いませんがね。そういうことをきちんと言ってください。どうですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 住民説明の報告書、提出された暁には、そのことについ

て確認したいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） ちょっと時間は押してますけれども、先ほど吉見課長さんおっしゃいましたけれども、全て答えてもらいましたんで、そういう方向でやってもらったら結構ですけれども、今まで私、この話ししますとね、営農者がやることについては、後に変えたらいいと、変えたらいいんでそれは問題ないです、こういう発言でした。ところが、営農型というのは、営農と太陽光の発電設備の建設、これは切っても切り離せないんですよ。車の両輪ですよ。どっちか先にやるということはないんです。どっちも並行して進んでいくわけです。したがって、営農型が先進むわけではないんです。草が生えてるから、成長します、これは営農ですから、太陽光の建設には関係ありませんと、こんな理屈通らないんですよ。農地の改変をやってるわけですから。しかも、水路を埋め立てたんですから。

写真見てください。水路の写真つけてますけれども、1、2という水路。北側の水路。それから西側の水路。これが埋められたんですよ。自分たちが排水計画を立てている水路です。違うでしょう。私たちが言ってるんじゃないですよ。ここに水路があると説明会で言いますと、それは構図にも載ってないから、そんなところに水路ありませんと彼らは言うんですよ。しかし、自分たちが排水計画で水路を示して、図示して、そして町に提出しているにもかかわらず、ここには水路がなかったとうそぶくんですよ。こんな業者ありますか。そんなん許せるん。原状に戻しなさいだけで許せるんですか。どうですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 水路の件でございますが、水路につきましては、当時、周辺農地の方々が自分たちで営農するために多分掘削された水路で、公共水路とはまた別になってるかと思います。そういった中で、やはりこれに関しまして、農業委員会としましては、耕作に阻害するような行為に関しては是正してくれということで、この間、口頭注意という形を取らせていただきました。それに対して、企業のほうもそれは悪かったと、すぐ是正しなくてはならないということでございましたので、太陽光パネル設置後、必ず元に戻すということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） やってはいけないことをやっというて、なぜ太陽光パネルの設置後なんです。今見てごらんないさいよ、池状態ですよ。排水がないから。大きな水たまりができてますよ。ぐちゅぐちゅですよ、あそこ、334は。上からでも見えますよ。光ってますもん。相当水がたまってる。今言ったように排水溝を潰してしまったからです。そんな状態であるのに、太陽光が終わってから、そんな話が通るんですか。すぐに原状回復措置を命じるのではないですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） 現在、今のところ、先ほど申し上げましたように、事情調査というのを行ってございます。そうした事情調査を行った上で、誰が違反行為を行ったのかとか、どういう状況であったのかというのは、今後、文書、書面によって調査する形となります。そういった中で、水路に関しましては、すぐに戻すのであれば戻したいんでしょうけども、隣の333番地の方と話、耕作されてはございませんが、333番地の方と、大体工事進んで、水路ができるようになったら復旧したいという形で話がございます。現在、こういったことに関しましては、今、ヒアリング、それから、今後、事情調査を進める中で話を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 先ほど答弁されましたけども、335は農地の改変が現実に行われてるんですよ。それを今も言いましたように、耕作のためにやってるんじゃないんです。なぜかという、営農者、太田エコファームさんは、私、こんなことしたらあきません、こういうことをされたら困りますと言っていると、こう言うんですよ。あその溝を埋めたら困りますと、335の土地をかいいたら困りますと、こういうことを言ってるんですよ、営農者は。そういうことを関係なしに、輝産業さんは水路を埋めて、自らの計画にあるにもかかわらず水路を埋めてるわけでしょう。後で戻したらいいということではないですよ。後で戻したら何でもいいんですか。そういう考えなんですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） すぐに戻すとかという形に、一応話もする形になるかと思います。実際に334番地におきましては、かなり水がたまってる、水はけが非常に悪い状態になってるかと思います。今現在、そういったことも含めて状況調

査というのが法律に定められている中の行為でございますので、そちらを今現在調査しているところで、そういった中で、水路であったり、それから耕作者の太田エコファームさんであったり、それから３３３番地の隣接農地の所有者の方であったり、お話を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 地元の自治会から嘆願書が出されてますよね、農業委員会に。それでは、もし違反があったら、原状の回復を基本とすべきというようなことが書かれてると思います。私もそう思います。違反があったら原状回復が基本なんだと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 先ほどからも何度も申し上げますとおり、今現在、事情調査を行っております。その事情調査を行った上で、違反者の特定であったり、それから、回答に関しては文書等で収集することが望ましいよということで助言もいただいております。その調査した中で進めてまいりたいと考えております。ただ、実際に太田エコファームさんのほうは、あぜ道自体がなくなることを知らなんだということをおっしゃってございましたので、目的外の農地の改変になってくると、今はちょっと疑っているところでございます。その辺につきましては、今後、いろんな調査、それから聞き取り調査、そういったことを調べた上で、手続にのっとって進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） それでは、現在進行中の件に移りますけれども、重複するのでお互い行ったり来たりは若干してしまいますけれども、現在のところに移ります。

現在のところは、水路を埋められたと今の話もありますけれども、彼らは事前に地元の人から話を聞いたり、それから、公図を調べたり、そして、どのような現地調査をして、ここに水路があるか、あそこの水路は輝産業さん確認してるんですよ。あそこにカエルがいることも知ってるんですよ。カエルが卵産んでオタマジャクシになってたということを知ってるんです。そんなことを承知の上で、彼らは説明会では知らなかったと言って答弁してるんです。そんなことは、町からいったらけしからん話でしょう。排水

計画をきちんと守らせるようにちゃんと指導してください。というのは、この排水路だけではないですよ。公図に載っている排水路も、彼らは潰してしまったんですよ。今、回復してますけれども、回復が十分ではないですけれども回復してます。そういうことを平気でやるんですよ。したがって、公図に載っていないような水路はもう関係ないんです。彼らにとってはね。こういう態度を改めさせるように、やっぱり立入調査を逐次せんかったらこんな業者は大変なんですよ。そのままやらせといたら。立入調査をきちんと随時やってください。どうですか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

5月とかも3回ほど現地確認とか行ったりはしてございましたが、そういった点について、また農業委員会とも話ししながら、やはり現地確認というのは非常に大事なことでございますので、定期的に行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 写真、3枚目見てください。

そこにはユンボが入ってますよね。それは地元の人から、私、土曜日の朝7時前からユンボが入ってるさいと、がたんがたん、何してるのかなということで見てきてくださいということで話があって、行ってきたわけです。そこで、何してるんですかって言って大きな声で言いますと、地盤を固めてるんやと。高所作業車が入らない、ほやからユンボが入って地盤を固めてる、押し固めてるんです。信じられないですよ。営農型ですよ。農作業をするわけですから、農家の人でユンボでもって地盤を固めて、後で農業します、こんな人いますか。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） 先ほどお答えになったのは下請事業者の方と思うんですが、私どもも議員からお話をいただいた後で、事業者に対して地盤を固めたんであるんかとか、そういった問合せは行いました。ただ、そのときの回答では整地というてございました。0.15のユンボですと、なかなか整地程度で、転圧まですることは非常に難しいということでございました。ということで、私どもは今の現在、整地と思ってございます。これにつきましては、再度御確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 写真見たら分かるでしょう。それは整地ですか。あそこの計画は、地上からフレンジまでの高さが30センチなんです。あそこは30センチが計画なんですけれども、今、四、五十センチありますよ。それはユンボでたたいたからですよ。私見てたんですもん、現場で、しばらく、声かけても聞こえないから、大きな音でやってるから、兄ちゃん何やってるのと言ったら、固めてると言うんですよ。整地じゃないですよ、固めてると本人が言ってるんやから。私が聞いたんやから。私、議会ですついたら懲罰かかりますよ。責任持った発言をしてるんですよ。業者のそんな言うことを信じて、現場を見て、どこが整地なんですか。もう一度答弁願います。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人） それにつきましては、すみません、再度確認をさせていただきます。ただ、これだけの面積を0.15、そんなに重たくないユンボです。そのユンボで整地をするのには非常に効率が悪い部分があるかと思うんですが、どういうふうにして転圧していたのか。もしかすると土を動かして、排土板で動かしたとは言っておりましたけども、それにつきましても確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） ちょっともう進みますね。確認してください。

今までどういうセルを使うか、どういうモジュールになるかというのは大分議論してきました。課長さんは、使用前自己確認検査を、書類出してもらって、それは結構ですけども、今までナイサンソーラーとか、モジュールの大きいほう、小さいほうという話ずっとしてきました。しかし、今回は、今度の全く違いますよ。先ほども言いましたように、現場見てください。平面図とは全く違うものができてる。多分あれGMソーラーでしょう。だから、今まで話ししてきたのは全く無駄になってしまうような設計の変更なんですよね。ほやから、今もうできてますから、直ちに設計図だけもらってください。設計図というか平面図もらってください。そうして確認しましょうよ。どういうものができるんかというのを、一刻も早く確認したいと思います。というのは、農業委員会で申請出てるのは、遮光率、5条申請では50.8%ですよ。彼らが出してきている図面で50.8%あるとはとても思えない。真っ黒けですよ。80超えてるんやないかと私

思うぐらいです。そんなところで櫛、どうやってやるんです。相当生育の悪い櫛、湿ってますからね、枯れてしまうと思うんですけれども、相当生育の悪い櫛しかできません。彼らが計画している櫛は絶対にできないと、私言えると思います。というのは、遮光率、今言ったように50.8じゃないですから。これも確認してください。どうです。

○議長（美野勝男） 吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人） まず、平面図につきましては、再度また提出していただけるようお願いしてまいりたいと思います。遮光率、もともと櫛というのは、直射日光を嫌い日陰を好む植物で、基本的には西日を嫌う植物です。そういったこともあって、遮光率というのはどれだけ影響するかというのは実際ちょっと分かってはいるんですが、それにつきましても、営農計画の中でどういうふうに育てていくのかというのは聞いてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私、今持ってませんけれども、遮光率の櫛の平均値というたから出てるんですよ。数種類、確かめてください。多分、六十数%だと思います。それ以上高いと、今度は生育が悪くなる。低くても同じなんですけどね。そういう話です。

次行きます。条例の話ですけれども、町の条例と規則ありますけれども、そこにお示ししましたように、1ページ的那須町のが私すばらしいと思うんですけれども、ここで読んでたら時間がないので、目的と基本理念、すばらしいでしょ。こういう自然を守るという姿勢がはっきりと表れた太陽光条例になってます。町でも私、こういうことに改正していくべきではないかと思います。

それで、2ページになりますと、設置許可基準というのも設けられております。町長は設置を許可してはならないとはっきりと示してます。これこれこういう事態だと設置してはあかんのですよということまで決められてる。審議会にかけるとも決められてる。

3ページの高山村の太陽光発電、どこも一緒です。周辺住民の同意を得なければならぬ。3分の2の同意というのもありますけれども、このように住民の同意を非常に大切にしている。でなかったら認められませんよというのを条例で掲げてます。

今度の問題は住民が全て反対してます。周りは、最後は協定書を破棄して戻しました。将来に向かって破棄するということを宣言しました。したがって、動木区、檜河池自治会、全て反対なんですよね。そういったところで太陽光ができるわけですから、それを

手をこまねいて見てなあかん、こういうジレンマに私たちが陥ってるんですけども、非常に残念な事態だと思います。条例の改正を一刻も早くするように求めます。

もう時間がないのであれですけども、カエルの話は、やはり条例が、ちょっと私、不備があるんじゃないかと思います。またそれは教育委員会と話ししましょう。

それから、最後の女性の登用ですけども、表をつけましたけれども、これは令和3年度の表で古いです。みなべ町や那智勝浦町が、有田川町も多いですけども、これは病院があつたり、それから、調査の基準が違ったりで多くなってますけれども、どことも少ないですよ。女性の登用の課長さんというのは少ないです。そこでやっぱり計画的に女性を登用していくようなことをやらないと、こういう問題は解決しません。その点で、町長さん、どういうことを今後将来やっていくかということをお答え願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 埴谷議員から、女性の登用についてということで、いただいた質問は本当にそのとおりで、私も思っております。ますます女性が活躍する社会をもっともっと実現していく必要があると考えておりまして、私も同じ意見である。ただ、何人とか具体的な計画というのはなかなか難しいものでありますけれども、できるだけ女性の職員に活躍していただけるような、そうした登用をしていきたいと、このように思っておりますので、いただいた御意見は十分参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

続いて、7番、七良浴 光議員。

（7番 七良浴 光 登壇）

○7番（七良浴 光） 私のほうからは、まちづくり事業についてお尋ねします。

本年5月16日より、町内各地で開催された町政報告会において、五つのまちづくり事業について、町長より説明があり、そのうち、みんなでつくるまちづくりの中の、移住定住推進空き家改修事業についてお尋ねします。

この事業は、空き家を移住推進に活用し、町内への定住促進により、地域活性化を図るため、町が空き家を借り上げて改修し、移住希望者に貸し出すとのことでしたが、令和3年度から令和5年度の3年間で、空き家を何軒貸してもらえたのか、また、改修の内容及び金額について、併せてお尋ねします。

次に、大成校舎女子野球部に対することについてであります。現在考えておられる備品購入事業の内容、また、その他どのような事業を考えておられるのか、併せてお尋ねします。

(7番 七良裕 光 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、七良裕 光議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

米田まちづくり課長。

(まちづくり課長 米田和弘 登壇)

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、七良裕議員御質問の、まちづくり事業についての前段についてお答えさせていただきます。

当町におきましては、空き家を移住推進に活用し、町内への移住・定住促進による地域活性化を図るため、移住定住推進空き家改修事業を、今年度の新規事業として進めてまいります。

この事業は、町が空き家を10年間借り上げ、水回り等を中心に改修し、移住希望者がすぐに住める家を整備した上で、移住希望者に貸し出し、所有者との契約期間満了後には、それぞれの状況に応じて、所有者・移住者間で引き続き賃貸借、もしくは、移住者が売買により取得する等、空き家の有効活用を図ろうとするものでございます。

移住・定住支援を進める上で、欠かせない「住むところ」について、町として重点的に支援し、移住・定住施策の強化を目的として、当事業を進めていく必要があると考えてまいります。

さて、議員御質問の、令和3年度から令和5年度の3年間で空き家を何軒貸してもらえたのか、また、改修の内容及び金額についてでございますが、この移住定住推進空き家改修事業については、令和6年度からの事業でございますので、町が借り上げた実績はございません。

以上、簡単ではございますが、まちづくり事業についての前段について答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(まちづくり課長 米田和弘 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） それでは、私のほうからは、七良裕議員のまちづくり事

業についての質問の二つ目についてお答えいたします。

令和6年4月、海南高校大成校舎に女子野球部が設立されました。

創部1年目の今年度は3名の女子生徒が入部し、大成校舎のグラウンドで日々練習をされています。

町としては、今後、女子野球部がさらに発展し、多くの部員による活気あふれる練習風景が、地域に元気を与え、励みになり、地域の活性化につながることを期待しています。

そのような期待の下、町は大成校舎女子野球部の設立に際し、大成校舎、監督とも話し合いながら、練習に必要な備品等について支援をしております。

その内容につきましては、防球ネット、投手用L型投球ネット、一塁手用硬式特選ミット、ティーバッティング用ダブルネット、バット、キャッチャー用具、バットケース、硬式練習球、バッティングマシンを予定し、調達でき次第順次寄贈していきます。

また、女子野球部部員3名のうち2名が海南校舎に就学しており、放課後練習場所の大成校舎までの移動に苦慮しているとのことでありましたので、放課後の練習に係る校舎間の移動について、町としてできる範囲で支援する予定で現在調整をしています。

以上、簡単ですが答弁いたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、自席で起立して、質問、答弁をしてください。

7番、七良裕 光議員。

○7番(七良裕 光) まず、移住定住推進空き家改修事業についてお尋ねします。

現在、町のまちづくり協議会のメンバーが、昼夜を問わず移住希望者の対応に追われていると聞いておりますが、肝腎の手頃な空き家は見つからず、移住希望者も移住を諦める結果となることが多いという話を聞き及んでいます。

先ほどの同僚議員の一般質問の中で、まちづくり課長の答弁の中で、空き家バンクに登録している23戸のうち、約半数は登録したままとなっているとのことでありましたが、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長(美野勝男) 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長(米田和弘) それでは、七良裕議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

空き家バンクのほうで、現在２３件登録はいただいております。そのうち半数があまり動いてないということをお答えさせていただきました。その理由といたしましては、建物の状態であったり、移住者の方の位置的な意向であったり、そういった条件によって動いてないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） 建物の状態という答弁でありましたが、先ほど先輩議員も質問をしておりましたが、特に屋根の不具合とか、そういった建物の重要な部分のことが大きな原因になっているんですか。そこら、建物の状態という内容について、再度お尋ねします。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） お答えさせていただきます。

どんな状況かというところで見ましたら、すぐに住める家というのが３件とお答えさせていただきました。その中には、駐車場がないとか、そういった部分でもなかなか流動できないということもございます。あと、トイレ関係というのが結構昔のままの状態であるというのが大きい点かなと思っております。屋根につきましては、ちょっと細かいところまでは把握してございませぬけれども、その他仏壇が残ってるとかというような形も書かれてございます。

ただ、非常に状況の悪いというか大規模の改修が必要な部分につきましては、４件程度把握してございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） まず、ただいまの答弁の中で、駐車場がない、トイレの状態が悪い。駐車場を、乗用車１台の駐車スペースをつくるためには、どれぐらいの費用がかかるのか。また、トイレを洋式に、合併浄化槽で改修するとすれば、どの程度の費用がかかるのか、当然試算はしてると思うんですが、その金額についてお尋ねします。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） お答えさせていただきます。

駐車場につきましては、場所によって新たに土地を取得しなければならないということも考えられると思います。そういった部分でちょっとなかなか難しい部分ではあろう

かと思います。

トイレ関係の改修につきましては、これも改修の内容によってかなり大きく差がある
と思いますけれども、100万円程度ぐらいは絶対必要かとは思いますが。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） 先ほど来聞いておるところによると、令和6年度からの新
事業で、200万円程度の改修費用が出るような話を聞いたんですが、トイレ100万
円程度であれば十分改修できるんでないですか。また、駐車場がない、今の町内の状況
でいえば、車はどうしても必需品やと、移動には欠かせないものだと思いますが、それ
を土地がない、土地がないところには家は建ててないと思うので、その近隣には必ず空
き地、また、耕作放棄地等があるかと思いますが、そういう点、1件ずつの現状を確認
した上で、今、課長が答弁されてるのかどうか、再度お尋ねします。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） ちょっと整理させていただきたいのですが、今年
度から始めます移住定住推進空き家改修事業という事業につきましては、これについて
は、町が空き家を借り上げて、予算的なものでいいましたら、720万円程度を今見込
んでおります。その事業について進めていくものでございまして、梶原町の例で言いま
したら、割と若年層、子育て世代の方が入居されてるパターンが多いと、40%ぐらい
占めてるという話を聞いておりますので、その人らに住んでもらえるような魅力のある
建物にしていくというような形で進めていこうと考えてございます。

あと、個々の家の状況といいますのは、登録させていただいた状態で、必ずしもそこ
の部分に貸していただけた方が実際に土地を持たれてて駐車場云々というような形で示
されているものでもないもので、そこは、もし気に入るような物件、当然、移住者さんの
意向が大きいところではあると思いますので、そこらはマッチングするときに十分ヒ
アリングした上で、もし、そこで、近くで駐車場がないというような形であれば、そこ
は相談しつつ進めていきたいなと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） 40歳代の働き盛りの人を定住していただこうと考えてる
んでしょう。であれば、当然、駐車場、車というのは必要なものになってくるん違うん

ですか。空き家を借りた、家主さんがそういう土地を持たれてなくて、第三者の方が土地を持ってる場合には、その第三者の人と折衝してでも、気持ちよく移住・定住できるような手助けをするのが、みんなでつくるまちづくりと違うんですか。お答えください。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） お答えいたします。

移住定住推進空き家改修事業につきましては、現在、家の選定をしっかりと行っているところでございます。当然その移住定住推進空き家改修事業につきましては、町が借り上げて改修するような形になりますので、当然議員おっしゃるように、ターゲットとしたら、やっぱり働き盛り、30代から40代の方を中心に考えたときに、やはり当然車のというか、車庫の確保というか、そういうのも当然必要かと思います。いうたら物件選びというのが大事なところになってくるのかなと思っておりますので、その辺りはしっかりと進めていきたいと思っております。

とにかく、たくさん対象になるような空き家の登録をいただいた上で、どれを事業化するかというのをしっかりと選んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良裕 光議員。

○7番（七良裕 光） というような答弁をいただいたんですけども、720万もの大きな予算を考えてながら、駐車場のないところには駐車場を完備していかないかんとか、特にトイレ問題、また、炊事場、お風呂場、そういったところが大きなネックになるんじゃないかなと、このように思っていました。もう少し役場サイドも、移住してきていただくのであれば、駐車場が完備できてないところについては、駐車場を役場のほうで何とか考えていく、そういうことも大事と違うんですか。空き家を探すばかりでなしに。そういうトータル的に、やはり子育て世代の人が移住してきていただくための環境整備を整えるのが重要なことと違うんですか。再度お尋ねします。

○議長（美野勝男） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） 議員おっしゃるとおり、その辺りというのも大事なことでおと考えております。その辺りは、場合によったら、家の付近の空き地を折衝して、駐車場としてお借りした場合もございます。そういった形なので、駐車場がないような物件であれば、駐車場を確保できないかというのは、近辺で調査した上で進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 7 番、七良裕 光議員。

○7 番（七良裕 光） そういう消極的な考え方で行政をやってもらったら、前向いて進んでいかんのんじゃないかなと、こんなえ思います。

そこで提案ですが、先ほど町長の答弁の中で、緑の雇用担い手住宅を活用しているという答弁もありました。であれば、町営住宅の空いているところをリフォームして、かつ近隣の耕作放棄地とセットで移住希望者に貸し出す方法等、そういった考えをお持ちでないですか。課長、どうですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員からおっしゃっていただいている最初からのお話は本当にありがたいお話でありました。

町政報告会で五つの分野に分けて説明させていただいた、その一番目は、みんなでつくるまちづくりでありました。これは町の長期計画の五つの基本構想の柱、一番目の柱であるということで、みんなでつくるまちづくりを一番に持ってきました。

移住・定住というのは、その中の施策の大きな一つのみんなでつくるまちづくりには、全部で11の施策がありますが、その中の一つとして大事な施策というふうな捉え方をしております。一つ目にありましたように、町が空き家を借り上げて、積極的に移住希望者に貸していこうとするというのは、今年度からの事業であります。これまでずっとやってきておりますが、それはそれでいいとは、もっともっと進めていくために、今回、6年度で新しい事業をつくったということであります。昨年度は10世帯の方が来てくれて、本当にこれはありがたいお話である。それだからこれでいいんじゃないということでは全くありませんので、もっともっと積極的に進めていく、その中で、若い世代の方がということは、これは若い子どもを連れた世代の方が紀美野町に来てくれるというのは、大変町にとってありがたいことでもありますので、そういった紀美野でいきたいよという方を逃してはいけないというふうには思っています。その方々が、じゃあ紀美野でというふうに来てくれて、すぐに決定してくれるようにするためにはどうしたらいいかという辺りは、もっともっと積極的に考えていかんとあかんなと思っておりますし、おっしゃってくれてる空き家バンクの中に登録してくれていますが、その活用の方法というのは、現状はこうだからということ、現状はこうやったら、それを使えるようにするためにはどうするのかということは、我々はしっかり考えていかなければいけないと

いうのは強く思っておりますので、それは議員から先ほどもいただきましたが、しっかりと積極的に対応してまいりたいと考えておりますし、議員が提案していただいた町営住宅で空いているところがあれば、それと、例えば農地であるとか、そんなセットとかということも、それもしっかりと考えていきたいなと思って、いろんなあらゆる手だてというのかな、そんなんを考えて、紀美野に住みたいと思っただけの方々がスムーズに住めるような形を進めてまいりたい、このように思っておりますので、またいろんな情報があれば、議員の皆さんからいただけたら、本当に我々は参考にして、一緒につくっていききたいなと思ってますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男） 7 番、七良裕 光議員。

○7 番（七良裕 光） 町長からそういうしっかりとした考え方を聞かせていただいて安心しております。なぜそういう話をしたかということ、同じまちづくりの中でも、子育て県下一を目指しているという、そういうことも含めた中で、みんなでつくるまちづくりにしていく必要があるんじゃないかなと。だから、若い世代の方にも魅力を持っただけのような体制づくりをもっとしっかりとやるべきでないかなと、こう思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に移ります。大成校舎女子野球部応援事業についてお尋ねします。

令和5年3月の読売新聞に、一般社団法人全日本女子野球連盟に加盟している女子野球部は、全国で高校50校以上、大学10校であります。昨年度では、県内の公立校には女子野球部がなかったわけですが、先ほど教育次長からの話があったように、地元の海南高校に女子野球部が、また、和歌山北高校にも女子野球部が新たに設立され、それぞれの高校では、学校関係者及び地域の方々が一生懸命バックアップに頑張っていると聞いています。私は、我が紀美野町においても、みんなでつくるまちづくりとして力を入れております、女子野球部員の生徒たちを自分のこどもであると意識し、特に、生活状況等をバックアップしていくことが、広く紀美野町のまちづくりを理解していただくとともに、町の魅力を発信できる大きなチャンスと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 七良裕議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁させていただきましたとおり、地域の活性化という観点から、町といたしましても、女子野球部設立に関しまして、必要な練習備品であるとか、そういうもの

プラス、今お困りであるという学校間の送迎について、今現在調整しています。

ほかにも町としてできることというのをまだ考えているところでございます。学校、それから保護者、それから支援されるPTAであるとかと今後もお話ししながら、町としてできること、そして学校、またPTA、それから部員の保護者も含めて、それぞれやれること、すべきことはどんなことがあるのかということの研究しながら、この女子野球部が発展して、まちの活気につながるように支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 7番、七良裕 光議員。

○7番（七良裕 光） ありがとうございます。前向きな御答弁で大変うれしいです。

さて、海南高校大成校舎で学びながら女子野球部に入部される生徒で、紀美野町内で下宿を希望している方も、今後、希望される方が出てくるのではないかなと、このように思います。そうした中で、学校まで徒歩や自転車で通学できる生徒は別として、通学手段として、コミュニティバスを利用して大成校舎に登校する生徒は、直近の停留所着、高野線、現在時刻表では8時30分。小川線は8時32分。真国線は8時33分です。しかし、6月11日の町長の挨拶の中で、出発時間を8月から、それぞれ30分遅らせる旨の話がありましたが、学校の始業時間との関係についても十分検討した上で決定されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 御質問ありがとうございます。

町長の議会の開会の挨拶の中でもありましたが、コミュニティバスダイヤ改正について、ちょっと簡単にというか、経緯について説明させていただきます。

まず、町長も申し上げたのですが、令和6年4月1日からバス運転者の改善基準告示が施行されます。それに伴って、コミュニティバスも運転手の確保というか、拘束時間が厳しくなるため、始発のほうで30分から40分遅らせてほしいということで、事業者のほうから相談がございました。それに伴って今回改正するわけなんでございますけれども、経緯としましては、まず、大十さんのほうでも一度努力してほしいという話をさせていただきまして、いろいろ手を打っていただいたんですけども、なかなか難しいということで、今回の改正に至っております。今回改正するに当たりまして、今言った30分から40分遅らせるのと併せて、利用が極めて少ないバス停であるとか、運行便で

あるとか、運行ルートについても、併せて見直すこととなりました。

その中で、主に今現状使われている方を主眼というか注意をさせていただいて改正を行ったわけなんですけども、主に全体で6,000名程度、コミバスを利用させていただいてるんですが、うち1,200人程度が厚生病院を大体利用されているという現状があります。その中で、重きには厚生病院を利用される方、それから登山口の連絡、路線バスとの連絡の関係であるとか、あと小川小学校の生徒さんが利用されている状況、それであるとか、大成美里分校さんが利用されている状況、その辺りは考慮してダイヤを組んだわけなんですけども、今、七良浴議員がおっしゃっていただいた、大成へ通われるというところは、ちょっと今現状は利用はなかったもので、そこまでちょっと考慮ができてないのが実情でございます。ですので、次の段階にはなると思うんですけども、次のダイヤ改正があったり、それからまたそういった利用される方がいるということであれば、その辺りは一度研究しながら、次の地域公共交通会議のほうへかけさせていただいて進めていきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（美野勝男） 7番、七良浴 光議員。

○7番（七良浴 光） 特に現状の話を私はしただけで、大成校舎で学びながら女子野球部に入る方がどれだけ紀美野町内で居住されるのか、これはまだ分かりませんから、確としたことは言えないんですが、コミュニティバスに乗車しなくても、徒歩、自転車で大成校舎に通学できる範囲で下宿等を斡旋してあげてもらえれば、そういう心配もなくなるんじゃないかなと思いますが、そういう宿舎等のことについても、併せて今後の検討していただくことができますか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えさせていただきます。

議員からおっしゃられた下宿して、これはもう大賛成であります。大成校舎に女子野球部ができました。紀美野に住んでいただいて、野球をしていただく。そうすることによって、その子どもたちはこの紀美野という町にも大変愛着を持っていただけるであるとか、卒業してからでも紀美野との関係というのはずっと残っていくであろう。ですから、それは大賛成であるんですが、これはなかなか町が主導でできるものではないということでもあります。それは、大成校舎のPTA、保護者とか、そんな方々とも話はしておりまして、町でも町の広報で町民の方々に呼びかけていくことは、そういうお手伝い、

協力はどんどんしていきますので、学校関係、保護者のほうでまずはそれを進めていただけたらなということは話はしておりますので、その上で紀美野で、じゃあうちの下宿しなあよとおっしゃってくれる方がきっといらっしゃるとは思ってますので、それをしっかりと町民の方々に広報等でお知らせしていったって、協力をいただいきたいと、このように思っておりますので、これも皆さんのいろいろ御協力もいただきながら、大成校舎で野球をしたい子が紀美野で下宿なり、紀美野で住んでそういう野球をしていたきたい、そういう思いがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、七良浴 光議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 0 時 0 5 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 2 8 分）

○議長（美野勝男） 続いて、3 番、桐山尚己議員。

（3 番 桐山尚己 登壇）

○3 番（桐山尚己） では、6 点質問いたします。

まず最初に、コロナワクチンの危険性と被害についてです。

mRNA ワクチンと言われる、これまでにない全く新しい技術を使った新型コロナワクチンは、治験が終了していないにもかかわらず、緊急時の特例承認という形で、短期的な安全確認が不十分な状況下で、そして、中長期的な安全確認に至っては、一切なされることなく、政府の主導によって情報提供も不十分なまま、日本人の実に 8 割が接種するに至りました。

私は、町民の代表である議員として、これまで幾度となく議会の場で、mRNA ワクチン、コロナワクチンですね、この危険性を訴えてまいりましたが、紀美野町執行部は国の方針にほぼそのまま従う形で、町民へのコロナワクチン接種を進めてこられました。

今般、国及び町は 65 歳以上の高齢者及び 60 歳以上 45 歳までの一定の基礎疾患を有した方を対象に、新型コロナワクチンの定期接種事業を進める考えであるようですが、

紀美野町行政としては、コロナワクチン、mRNAワクチンですね、この危険性と、これまでの被害について、現段階でどのように認識しておられるのかお尋ねします。

2点目です。パンデミック条約と、いわゆるIHR（国際保健規則）の改正についてです。

今後の感染症パンデミックを想定して、WHO（世界保健機関）は、非常時に統一した感染症対策を加盟国に強制できるよう、パンデミック条約の締結と国際保健規則を改定すべく進めています。これに日本政府も前のめりになっている現状がありますが、この是非について、当局の見解を伺います。

3点目は、地方自治についてです。

地方自治法に定めるところにより、国と地方自治体は対等の関係にあるわけですが、感染症蔓延などの非常時には、この大前提が覆され、国が地方自治体に対応を指示するような改正案が、現在、国会で審議中であります。地方自治を脅かしかねないこの国の対応について当局の見解を伺います。

4点目です。ずさんな樫河池下太陽光発電計画とその影響についてです。

樫河池下の太陽光発電事業計画に関しては、当初計画7区画のうち、事業主が変更された2区画について、6月8日に説明会が開かれました。事業者側の対応は相変わらずずさんであり、町民はさらに不信感を募らせる結果となりました。本件に関し、全7区画の事業計画が適切に進められているかどうか、執行部の見解と今後の対応についてお尋ねいたします。

5点目は、町政報告会についてです。

先般、町内10か所で開催された町政報告会の手応えと、町民の生の声を聞いて、今後どのように対応していかれるのかをお尋ねいたします。

最後6点目です。昨年6月2日に紀美野町を襲った水害からはや1年が経過いたしました。今年も雨季を目の前に控え、同様の被害を心配する声が町内に多数あります。現時点で、水害対策、特に予防の観点からの対策はどうなっているのかお尋ねいたします。町や県の対応は十分と言えるのでしょうか。

以上、6点について答弁を求めます。

（3番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、桐山尚己議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、私のほうから、1点目の御質問、コロナワクチンの危険性と被害について。それから、2点目の御質問、パンデミック条約とIHR（国際保健規則）改正についてお答えします。

まず、1点目の御質問、コロナワクチンの危険性と被害についてお答えします。

新型コロナワクチンは、厚生労働省において、有効性や安全性が確認、その後、薬事承認され、また、国内外で実施された研究により、入院や死亡等の重症化等を予防する効果が認められているところです。

しかしながら、コロナワクチンをはじめ各種の予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害、病気になったり障害が残ったりすることが起こることがあります。極めてまれであるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

国内でのコロナワクチンによる健康被害救済による請求件数は、6月10日現在、1万1,305件、町内では、令和3年から5年度まで58件の副反応があり、うち重度の症状の方は3件で健康被害救済制度の請求をしているところです。

コロナワクチン接種後の健康被害により今も苦しんでいる方に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、接種後に生じる副反応を疑う事例については、医療機関から厚生労働省へ報告され、審議会で継続して専門家による評価を行っているところです。現時点では安全性において重大な懸念は認められないとの評価をされているところで、高齢者等のコロナ感染による重症化予防のため、6月補正で接種に関する費用を計上させていただいているところです。

町民の皆様には、引き続き、御自身が接種する際に御判断いただけるよう、ワクチンの有効性や副反応の情報について、ホームページや町広報で最新の情報提供を行ってまいります。また、ワクチン接種に対するお問合せについては、しっかりと話を聞き、丁寧に説明してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて、2点目の御質問、パンデミック条約とIHR（国際保健規則）改正についてお答えします。

今年の５月２７日から６月１日にかけ、WHO（世界保健機関）の年次総会が開催され、新型コロナウイルス禍の対応を教訓とする新たなルールとして、IHR（国際保健規則）改正やパンデミック条約の策定について協議されたところです。

IHRは、感染症の発生時の対応手順などを定めたもので、既存の緊急事態宣言よりもさらに強く警戒を促すため、パンデミック緊急事態の規定を新たに盛り込むことが合意されました。

また、パンデミック条約は、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大した際、先進国と途上国の間でワクチンや医薬品の供給などの対策に格差が生じた教訓を踏まえ、途上国への支援策などを盛り込んだ国際条約です。今回の総会では、ワクチンの配分や備えなどをめぐって、各国での意見の隔たりが埋まらず、交渉期間を最大１年間延長するとの決定が行われました。

なお、この条約及びIHRについては、各国及び国内調整で十分審議し、検討が行われるところです。詳しい内容がまだ分かりませんので、町としての見解は差し控えさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いします。

（保健福祉課長 森谷喜彦 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 桐山議員の３問目の地方自治についての御質問にお答えさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律案は、現在、国会参議院において審議中でございます。その改正案の中では、大規模な災害、感染症の蔓延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例を新たに規定されているところです。

その要点につきましては、まず１点目として、国は地方公共団体に対して、資料または意見の提出を求めることを可能とする。２点目として、適切な要件の下、閣議決定により、国は地方公共団体に対し、その事務処理について、国民の生命などの保護を的確かつ迅速に実施するため講じる措置に関して、必要な指示ができることとする。３点目として、国民の生命などの保護のため、国の指示により、都道府県が保健所を設置している市などとの事務処理の調整を行うこととする。４点目として、国による地方公共団体間の応援の要求・指示、職員派遣の斡旋などを可能とするとなっております。

今後、同改正案が国会で可決され、市町村宛て通知などがあつた際には、町としましてもその中身について研究してまいります。今のところは国会の動向を注視するとともに、情報収集に努めたいと考えております。

以上、地方自治についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） それでは、私からは、桐山議員の４番目の質問、ずさんな樫河池下太陽光発電計画とその影響についてに対してお答えさせていただきます。

全７区画の事業計画が適切に進められているかどうか、執行部の見解と今後の対応を問うとの御質問です。７区画のうち５区画につきましては、先ほどの埴谷議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、事業者が工事着手届を提出し、工事を実施している状況となっております。

残りの２区画につきましては、事業者が所定の手続を経た後、事業計画書を提出することになっております。

今後の対応につきましては、紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例等に基づき適宜対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） それでは、私から、議員御質問の５点目の町政報告会についてお答えをいたします。

去る５月から６月にかけて町内１０か所で町政報告会を開催させていただきました。

令和３年９月に町長職に就任させていただいた折に、できるだけ町民の皆さんとの距離を短く近くしたいということを申してまいりました。

しかしながら、長い期間コロナ禍であったこと、また、去年は６月２日に大水害が起こり、開催することができず、今年度の開催となったものでございます。

町内１０か所での町政報告会に、合計で３３０名の町民の皆さんに御出席いただきました。

そこで、昨年の災害、そうした災害への不安な思いであるとか、日々の生活での困り事など、直接町民の方の声を聞かせていただくことができて、大変有意義な会であったというふうに考えております。

いただいた御意見などはスピード感を持って対応したい、そういう思いで取り組んでおりますし、対応に時間の要するそうした要望などについては、できるだけ早く実現できるように積極的に取り組んでまいります。

また、桐山議員をはじめ出席された議員の皆様には深くお礼を申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） それでは、私のほうから、桐山議員御質問の6点目の、水害対策はどうなっているのかの御質問にお答えさせていただきます。

昨年6月2日の豪雨については、過去に経験のない、短時間で集中的に降り続いた豪雨により、貴志川や真国川、また、町内の各谷川の水位が従来の水位を大きく上回ることでとなりました。

中山間部である本町は、多くの谷川を有しており、特に短時間の豪雨においては、大地が水を吸収する前に、下流側へ流出したことが、増水の大きな要因と考えられます。

議員御指摘の、今後の水害対策についてですが、現在、和歌山県によって、河川の流速の調整や、経常的な流量を確保するため、貴志川の紀の川水系貴志川圏域河川整備計画が策定されており、順次、上流へと整備を展開されているところでございます。

また、令和6年度の対応としましては、浚渫事業を県に対して8件要望を行っており、昨年の災害復旧工事としましては、護岸損傷箇所を復旧することにより、河川の疎通機能を十分発揮できるよう、県及び町において、災害復旧工事を進めているところでございます。

また、ため池につきましては、下流に住宅などがあり、決壊すると人的被害を及ぼすおそれのあるため池として、防災重点農業用ため池がございます。現在、町内においては21池存在しており、このうち、役場北側にある檜河池については、堤体の改修工事が施工済みとなっております。

残りの20池についても、令和4年度から5年度において、構造機能などの劣化状況

を把握するための劣化状況評価などを実施しており、防災工事の必要性を判断し、今後、県と協議しながら順次対応を行う予定となっております。

浚渫工事、河川改修工事及びため池の防災工事は、防災・減災の観点からも大変重要と考えておりますので、県と連携し、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、自席で起立して、質問、答弁をしてください。

3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、まず1点目のコロナワクチンの危険性と被害についての再質問をいたします。

保健福祉課長の御答弁では、町内で58件副反応報告があったということで、そのうちの3件が重度のもので、国のほうに申請をしているということですね。死亡事例はあったのでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 3件のうち1件は死亡事例でございます。健康被害救済制度の申請をして、国のほうから申請が認められましたので、この6月議会で給付金の予算計上をさせていただいているところです。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 人口僅か7,800人の紀美野町において、残念ながら尊い命が失われたというのは非常に悲しい限りであります。本来、病気を治すために薬を服用してお亡くなりになったということであればまだ分かるんですけども、病気を防ぐために健康な体にワクチンを接種して、それでお亡くなりになったというのは、非常に御遺族の方も悔やんでも悔やみ切れないのではないかというふうに思います。

去る1年前の6月2日の水害の際に行方不明になられた方の追悼式が先般行われたばかりであります。町長も議会冒頭の御挨拶の中で、1名の行方不明者があったことは痛恨の極みであるというふうにおっしゃっておりました。今回、この1名の犠牲者がコロナワクチンによって発生したことに、町長いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員おっしゃるとおりであり、1名の方が亡くなられたというのは本当に残念というか悲しい出来事であったと思います。新型コロナという分らんものに対してワクチン接種をとすることは、これは国からの要請というんですか、皆さんに予防接種を打っていただいて、それでそういう被害が生じたということは本当に残念なことで、本当に御家族の方に心からお悔やみ申し上げたいと思います。その気持ちは議員と一緒にあります。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、お伺いいたしますが、このお亡くなりになった方は、何回目の接種の後にお亡くなりになったのでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 現在まで、令和3年度から5年度まで7回の接種を、令和5年度は6回目、7回目は高齢者であるとか基礎疾患のある方を対象にしているところなんですけど、亡くなられた方については、3回目の接種でございました。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 年代としては、あまり個人情報が分かるような質問はしたくないんですが、未成年の方であったのか、それとも65歳未満の成人の方であったのか、65歳以上の高齢者の方であったのか、この辺りの区分けで結構なので教えていただけますか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 65歳以上の方でございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 日本全体で、本年6月17日現在で626名の方がコロナワクチン接種後にお亡くなりになって、死亡一時金等の支給の対象ということになっております。6月17日現在です。つい先日ですね。

さらには、健康被害の認定の総数としては7,504名の方、この626名と7,504名というのは、新型コロナワクチン接種以来、二、三年の短い間でこれだけの数なんですけれども、それ以外の全てのワクチン、過去45年間、これとの比較を考えますと、過去45年間のコロナワクチン以外のワクチンの被害認定は3,522件、死亡一時金支給対象は151件。この45年間のコロナワクチン以外の推定接種数というのは、約

10億回と。今回のコロナワクチン、この二、三年の間のコロナワクチンの接種は約4億回。数も半分以下です。にもかかわらず、死亡認定は151人に対して、コロナワクチンは626名、約4倍です。健康被害認定も約2倍。そういう異常な状況なんですよ。これを異常というふうに思われるか、それとも想定の内だというふうに思われるのか、その辺りの見解を伺います。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） コロナワクチン以外での死亡の方というのは少ないということで理解いたしました。その数字、コロナワクチンによって緊急的にワクチンを作って、蔓延防止を図ったところで、緊急接種、特別臨時接種をしたところで、そのところで短い期間での臨床試験を行って、接種したところではございますが、国のほうで一定の安全性、有効性が承認され、認められてるというところで、町のほうも判断しているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 私はずっとこの場で、唯一私だけなんですけれども、コロナワクチンの危険性を訴えてきた立場としましては、理解はできません。ちなみに、政府が令和5年の当初予算で、健康被害給付の予算、最初は3.6億円の計上をしていたようです。しかしながら、全く足りないということで、5年度の補正予算を組んで、その後、最終的に397.7億円。実に110倍、110倍になりました。つまり、政府の当初の見込みは全く甘かったと。安全確認がちゃんとできていないものを約1億の国民に配布し、打たせた結果、こういうことになったということです。何をもって安全かというのは非常に難しいわけなんですけれども、こういった医薬品は、危険性が証明されてなければいいというものではなくて、安全性が確認されてなければ、本来は使っちゃいけないものだというふうに私は思いますし、専門家の方もそういうふうに主張されています。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） ワクチン接種に関しては、十分な安全性、有効性が確認されて接種すべきものだとも考えております。一方、コロナワクチン接種によってコロナワクチンによる死亡、それから重症化も軽減できたのもしかりだと考えておりますので、コロナワクチンが全て悪いとも考えておりません。十分な効果を発揮したと考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 十分な効果は発揮できていないと、重症化も防げていないというのが海外の主要な研究者の大方の見方であるというふうにも申し添えておきます。

先月4月18日のこれはオンラインのニュースなんですけれども、新型コロナワクチン接種後に死亡した男女の遺族など13名が、国を相手取り、東京地裁に集団提訴したと。つまり、集団訴訟も起こってるんですよ。原告は、国のワクチン推進の広報活動が副反応や死亡例を適切に報告せず、リスクの十分な情報提供がなかったと訴えていると、こういう状況であります。もう集団訴訟が起こってます。13名ですけれども、今後どんどん増えていくと思います。

さらに、先ほど申し上げた死亡認定の数ですけれども、まだ全部審査終わってませんので、今後もどんどん増えていくはずですよ。そういう状況で、町は、先ほども課長おっしゃってましたけれども、今般の補正予算で新型コロナウイルスワクチン接種委託料として、約3,300万円の費用を計上されております。これは、想定人数として2,700人に対する費用ですね。この2,700人というのはどこから出てきたんでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 対象者が65歳以上、それから、60歳から64歳までで一定の基礎疾患がある方が対象に今回なります。対象者の70%を想定して予算計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 7回目の接種は対象者に対して、紀美野町では何%の方が接種されたんでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 7回目は43%でございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） コロナ禍もほぼ収まって落ち着いてきている段階で、7回目 が四十数%と、にもかかわらず、今回、定期接種ということで7割の方を想定しているというのはどういうことでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 5回目までは約80%の接種率でございました。令和5年度に入って6回目が61%、7回目は43%ということで、第5類になってから接種率は落ちてるところなんです、インフルエンザについても二重にかかって重症化する危険性もあります。若干現状の数値よりも接種率が高くなるであろうと想定して70%を計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） ちなみに、この接種事業を行うに当たり、今回認定されたお一人の方、お亡くなりになったという事実はしっかりと町民の皆さんに一情報としてお伝えする予定はあるんでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 本人というか御家族の意向ももちろんありますので、現在のところは公表する予定はございません。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 御遺族の御意向で公表しないという、そういうことですか。それとも、御遺族の御意向を確認しないと公表できない、そういうことですか。どういふことですか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 公表するかどうか御家族の方には確認を取っておりません。また、1人の方が亡くなったということにより、個人情報も漏れる可能性もございますので、その辺りは十分配慮して、町として判断したいと考えております。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 当然のことながら、御遺族の御意向をしっかりと確認することは必ずやっていただく必要があると思います。それは当然であります、ただし、町内でこういう犠牲者が発生したということは、ほかの町民の皆さんにとっても非常に重大な意味を持つことなんです。今後、接種をしていくのかどうか。本当にこのワクチンは大丈夫なのかどうか、そういったところもしっかりと踏まえて検討をお願いしたいと思います。

ちなみに、文芸春秋の4月号に、京都大学名誉教授の福島博士が寄稿されておりますけれども、その中で、福島名誉教授がおっしゃってるのは、ファイザーでワクチン研究開発部門の責任者だったキャサリン・ヤンセン博士は、退職した直後の2022年11月、ネイチャー紙で、有名な科学雑誌ですね、ネイチャー紙でこう述べています。私たちはまだ製造している途中の飛行機を飛ばした。こういうふうにファイザーの元研究開発部門の責任者が発言されていたということです。製造途中の飛行機に国民の8割は搭乗したということなんですよ。乗ったということなんですよ。日本には、ほとんど海外の情報、コロナ関係も含めてちゃんとしたものは入ってきませんけれども、海外では、このコロナ禍、コロナワクチン、コロナ禍の対応等、いろんな情報が出回ってますから、あちこちでデモが行われたりしてきました。大規模なデモによって政府の横暴を止めたという事例もあります。しっかりと情報を皆さんに提供してこそそのインフォームドコンセントのわけですよ。リスク情報というのもしっかりと町のほうで取りに行つて、町独自の情報でもいいじゃないですか。そういったものを今後提供していくということも絶対に必要だと思いますよ。その点についていかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 町のほうでは、しっかり厚生労働省の最新の情報を発信、今までもしてきたつもりでございます。今後の安全性については、国のほうで継続して専門家による評価を行っているところですので、その部分についてはしっかり町民に伝わるよう、積極的に提供してまいりたいと考えております。ただ、独自の情報が、それが正しいのかどうかというところについては、町として判断しかねる部分もありますので、基本的には国の情報をしっかり届けるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 国の情報が当てにならないことも本当にあるんですよ。国の情報が当てにならないので、市町村の首長、具体的に申し上げますけれども、お隣の大阪の泉大津市の南出市長なんかは、市のホームページの中に市長の部屋という御自分のページを持ってらっしゃいます。その場で、コロナ禍が始まってしばらくたってから、御自身で、もしくは市で独自に集められた情報を提供されてきてます。ぜひそのホームページをのぞいてみてください。その中で、令和5年の9月の時点でもう既に、南出市長はメリットよりリスクのほうが大きいというふうに思われるというような発言も

されてます。浮き彫りになってきたリスクとして、繰り返し接種することで免疫機能の低下や、免疫が正常に反応しなくなり、ウイルスを受け入れやすくなるリスクが懸念される。ワクチン成分というのは、もともととは一定箇所にとどまって、すぐに分解されるというふうに言われてましたけれども、ワクチン成分は全身を駆け巡り、滞留、スパイクタンパクを発現した細胞は、自己免疫の攻撃対象になるのではないかと。これは専門家が指摘されています。厚生労働省発表の数字からも、乳がん、子宮がん、卵巣がん、悪性リンパ腫等が増加している。1,000種類を超える副反応の症例がある。こういった情報を発信していらっしゃいます。

こういうここまで詳しいものでなくても、国の情報に全て頼るんじゃなくて、町独自にしっかりと情報を取りに行くという姿勢も必要なんじゃないでしょうか。町長いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えいたします。

議員がおっしゃるコロナ禍のときに泉大津市のお話も、この場でも聞かせていただいた、それは記憶ももちろんしております。専門家、専門家と、いろんな専門家というのは、具体的な名前じゃなくて専門家と言われてますね。我々とすれば、県、そしてまた厚労省の指導・指示に基づいて行政をしている中で、当然、厚労省、国は専門家の意見をということで進めているわけでありますから、私とすれば、県、国の、厚労省の指導に基づいてワクチン接種をやってきたわけでありまして、5回目、6回目、7回目で大分下がってきたというのは一つありますけども、それは接種される方々がそれぞれの判断でもうやめとこうというような声も聞きました、それはね。でも、やっぱり怖いから接種しようという、いろんなそういった声もたくさん聞きました。最終的にはしんどかったからもう7回目やめたという声もありましたし、そこらは最終的にその方々が判断されて、控えられたということであつたと思っております。ただ、町とすれば、そういう機会を与えるというのは必要であるんやろうなというふうに思って進めてきたところでありますので、もう一つ、先ほど課長も申したように、例えば、ワクチン接種を打ってなかったらどうなったというのは、それは仮定の話はできないんであります。一方で、626人亡くなられた、これも事実でありますので、それは大きなこととして受け止めているところであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） この2024年の秋の接種から、これは確定ではないと思うんですけども、話に上がっているのは、国内の製薬会社が製造するレプリコンワクチンというワクチンが、これもmRNAワクチンですけども、投入されるというような話がありますが、このレプリコンワクチンとはどういうワクチンかというのは認識されてますでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 桐山議員のおっしゃるレプリコンワクチンについては認識、現在のところしてません。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） これまでのコロナワクチンの反省に立って、コロナワクチンというのは、スパイクタンパクをmRNAで自己の細胞に作らせて、そこから抗体を作ってということですね。このスパイクタンパクというのが毒性を持っているのでいろんな悪さをすると。ほかの部分もあるんですけども、悪さをすると。このスパイクタンパクを一定量体の中に入れてしまうと、いろんな副作用、副反応、後遺症のリスク、死亡のリスクが高まるということで、そのリスクを減らすために、レプリコン、レプリカから来てると思うんですけども、複製という意味ですね。より少量のワクチンを体内に入れて、人間の体内で増幅させる、増やしていく、そういうタイプのものらしいです。

ただし、東京理科大学名誉教授の村上博士によると、これは増やすことはできるけれどもストップはかけられない。どこまでも増えていく可能性がある。しかも、動物にもうつる、蚊にもうつる、人間の汗や呼気からも発出される可能性がある。そういう非常にリスクの高いものだというふうに主張されています。

これが、この秋接種、今回の2,700人を対象とした接種に用いられるとしたら、非常にリスクが高いわけですよ。接種していない人にもうつる可能性があるというふうに言われています。そういうものを我々、体内に入れるのかもしれないんだよということは、しっかりと前もって町としても勉強しておくべきじゃないんですか。いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 現在、正式に厚生労働省から国のほうに対して、次の秋接種に対するワクチンはどうするかというところは、通知は来てないところで、判

断しかねるところです。秋接種については、そのときの主流株に対応するワクチンを国のほうで考えて、それに合ったワクチン提供をするというところの情報以外、今のところ来ておりませんので、その辺りについてはしっかり情報を取って行って、危険性がないのか、安全性が担保できるのかというところも、町としてしっかり確認していきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 一つ申し上げておきますけれども、そのときの主流株に合ったワクチンというのは存在しませんからね。常に変異を繰り返していて、ワクチン開発されて、製造されて出てきた頃にはもう新しい主流株になってるんですよ。去年もそうでしたよね。いつもいたちごっこなんですよ。その大前提を誤って認識したらとんでもないことになると思いますよ。

もっと言いたいことは山ほどあるんですけども、時間がないので取りあえずこれぐらいにしておきますが、とにかく情報をもっともっと集めていただく必要があると思います。私はコロナ関係だけで30冊ぐらいの本は読みました。有料の動画、コンテンツも購入して、何本も何本も見てきました。少なくとも業務の一環としてそういったことはやっていくべきだというふうに思いますし、町長もそれだけのことができる人材の投入を、命に関わることですから、やはり投入していくべきではないかというふうに思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほど担当課長も申した、まだ今の段階で国から何も通知が来てない状態で分からないというお答えをさせていただきましたが、できるだけ早うちに情報を入手できるように頑張って心がけていきたいと。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） すみません、一つ重要なことを言い忘れてました。

先ほどお話しした泉大津市の件ですけども、泉大津市では、コロナ後遺症、ワクチン後遺症等のサポートするプログラムであるとか、情報であるとか、オンライン相談であるとか、独自の支援金であるとか、そういったものを設けてしっかりと対応されてます。コロナワクチンによって後遺症なり健康被害に苦しんでいらっしゃる方というのは、恐らくまだ町内にいっぱいいらっしゃると思います。ただ、御自分で、これがワクチン

によるものなのかどうかということが分からないだけで、そういう方は全国にいっぱいいらっしゃると思いますよ。臨床の現場で頑張ってもらってるお医者さんなんかもそういうふうにおっしゃってます。全く知らないで病院に来て、これどうしたの、いやいやいや、ワクチン打ったらこんななっちゃったんだけど、そんなに大したことないから取りあえずこのままにしてあるとかね。でも、実はそれが大変重篤な症状であったりとか、もしくは全く気づいてない方がいらっしゃるとか、あるんですよ。そういう方がちゃんと正当に救済されるように町としても働きかけをしていかなきゃいけないと思うんです。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） コロナワクチン接種後の副反応の症例については、接種者の皆さんに今までも提供してきたところです。ちょっと体調が悪いよといったときは、すぐにかかりつけ医に接種していただいて、かかりつけ医のほうで判断していただいて、より専門家の治療が必要だという場合は、二次、三次の専門医療機関、和歌山県のほうでは設定しておりますので、その辺りにつないでいくということも早め早めに対応していくことが必要だと考えております。町としても、その相談体制も引き続き十分しっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） その点については倍回の努力をお願いいたします。

では、次に行きます。パンデミック条約と国際保健規則についてです。

これについては、最終的に条約の締結までには至っていないものの、国際保健規則のほうについては、強引に、恐らく専門家の指摘によれば、定足数に達していないにもかかわらず投票して決まってしまった、もしくはしまいそうになった。ちょっとこの辺り確認取り切れてないんですけれども、そういう状況にあるようです。これがそのまま突っ走っていったら、本当に日本国政府の主権が脅かされる状況になります。しっかりと一地方自治体としても我々議員としても見ていかなきゃいけないというふうに思います。

次です。地方自治に関しても同じです。地方自治法の改正によって、改正というか、私は改悪だと思うんですけれども、これによって非常時、今回の様なパンデミックのとき、本来対等の関係にある国と地方自治体が主従関係になって、国が一方的に対応を指示でき得ると、そういう法律的な立てつけになるわけですよ。これが先ほどの国際保健

規則やパンデミック条約と重なると、地方自治体は国の言うこと、国はWHOの言うこと、つまりWHOが全てを握ると。WHOが決めたことを我々国民全てが従わなきゃいけないなんて、そういうことにもなりかねないわけですよ。そういう状況にあるから、皆さん御存じないかもしれませんが、東京のど真ん中で数万人規模のデモが、先日5月の31日に行われています。平和ぼけというふうに言われている、海外から見られている日本人もようやく目覚めたかというふうに海外でも言われているようです。そういう非常に危ない状況になりかねないということをしっかりと認識しておいていただきたいと思います。

次です。太陽光発電に関してですね。令和5年9月21日の私の一般質問の際に、町長からの答弁で、こういった内容のものがありません。

大規模な風力発電、樫河池周辺の大規模な太陽光発電という事業の案件が以前あったと。住民の方々の力でそれを食い止めることをしていただいたというのは大変ありがたいなというのはずっと思っているところでもあります。自然破壊につながらない、住民の安全を阻害する、脅かすということがないというのはもう大前提でありますので、ずっと強く認識しておりますと、このように発言されております。この思いに現在も変わりはありませんか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） そのとおりであります。あの計画というのは、樫河池周辺の山を大きく造成して、山を裸に、そんな形での太陽光発電という大きな計画であったわけですから、それは本当に自然を破壊ということにつながるし、いろんな災害を引き起こす要因にもなりかねないというような、そんな計画であったということで、その思いは一緒です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、現在進行中の樫河池下の7事業区画、ここは、我々議会全会一致で請願を採択した、反対の請願を採択した。隣接の土地がハザードマップで危険区域に指定されております。さらに、今、教育委員会のほうで進めていただいている県の絶滅危惧種であるニホンアカガエル、これを町の文化財に指定するという流れで今進んでますね。その段階で、あのような開発、埴谷議員からも指摘ありましたが、ユンボで土地を固めるというような、そういったことを含めてニホンアカガエルの生態を脅かす、もしくは個体そのものを失わせるような、そういう開発行為というのは、町

長は許容できるんでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 午前中の埴谷議員からの御質問の中で、2か所の土地の状況というのはよく説明もしていただいて、どんな状況になってるかということもしっかりと認識させていただいております。

当町は条例をつくって進めている中で、適正な形で進めてくれるということが必要なというのは、条例に基づいてですけども、ですが、今の2か所の件については、農地であるのにユンボでということとか、水路が潰れてしまったであるとか、あぜがなくなっているであるとかということは、それはもってのほかであるというふうに私も思っております。それは農業委員会も現場を何回も確認した上で強く指導しているということであり、そのことに関しては、これは私もこれはいかなものかというか、これはよろしくないというような思いはしっかりと持っておりますので、条例をつくっておりますので、条例にのっとってきちんと進めていただけることが大前提であるというふうに思っております。そういう思いであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） その大前提が覆されているので、町民の皆さんは憤りを感じていらっしゃるわけです。これまでずっとそうです。ずっと。その事実を再度しっかりと認識していただいて、これまで以上に強い指導、勧告、そういったものをしていただきたいというふうに思います。

時間がないので次に移ります。

町政報告会についてですね。町政報告会10か所、私も行かせていただきましたが、その中で、美濃議員も取り上げていらっしゃいましたが、神野市場の残土処理場、あそこの周辺の環境は非常によろしくない。当日、住民の方から様々な声が出てきましたから、町長もよく認識はされたと思います。でも、あの場に来られなかった方もいっぱいいらっしゃいます。私は、以前、永谷の歳が結構高齢者の方から直接お話を聞いたことがありますけれども、もう本当に埃がひどくて、自分はここにもう住むなということかと、そういうふうにおっしゃった方がいらっしゃいました。前町長に話をしたら、こらえてくれと言われたと。それではまずいだろうと。いっぱい町長のもとに届いてない声があるはず。町民の皆さんも全くあそこの状況が理解できてないわけですよ。

どうしてあそこをやらなきゃいけないのか。どうして始まったのか。どれだけ続くのか。町はいっぱいお金もらってる、もうけてると言うけど、実際どうなのか。そういう話も出てきましたよね。そういうところも含めて、一度ちゃんと説明会を皆さんにしなきゃいけないと思いますよ。それぐらいの誠意を見せない皆さんに納得していただけないと思いますが、この点についていかがですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 以前、残土処理場の下流にいらっしゃる福田の方からも、福田地区でこの件についての説明会をした折に、福田地域の方からいろんな御意見もいただきました。不安に思っておられることもありましたが、それは説明して、それは納得していただいたこともあったし、皆さんに現場のほうへも行って、説明をさせていただいたようなことがございました。それは主に福田地区の、皆さんも御承知のとおり、新白龍橋付近の方々であります。この前、町政報告会でいろいろおっしゃってくれたのは、帰れるときに残土から国道へ降りていって、そして、平成大橋のほうへ走って帰るときの車の埃が大変で、なかなか洗濯が干せないということ、来られた方が、そういった方々の声をそこで皆さんに代弁してくれたということもしっかりと記憶しておりますし、議員おっしゃられた永谷地区の方の困ってるというの、それは聞いております。ですから、それはもうしっかりと対応していくという思いを強くしておりますし、それは建設課長も同じ思いであります。

今日も話ありましたが、昨日ですか、ダンプがスピードを出して、子どもたちが危ないんじゃないかというようなそんな御意見も、もちろん当然それはしっかりと事業者に対して、そんな運転してるんやったらもう乗り入れ禁止やということも強い指導も含めて対応していきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 当然そういう対応もしっかりとしていただかないと困ります。特に安全面は、子どもたちの、最優先にやっていただかなきゃ困るわけですけども、私が言いたいのは、地域の皆さんにしっかりと全体像を理解していただくということが、地域の皆さんに御協力いただける最短の方法だと思うんですよ。皆さん、全然状況、私もそうですけれども、全体像を理解できてない。そこをしっかりとクリアする努力をしなきゃいけないということだと思うんですけども、しっかりと説明会を検討していただくおつもりがあるのかどうか、再度お聞きします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） それはしっかり一回検討してきたいと思います。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、最後の水害対策についてであります。

先ほど課長より答弁ございましたが、ため池の部分、特にため池に関しては、重点ため池ということで21指定をして、それを最優先にやっているということですが、先般、去年の水害時に影響のあったため池、これによって被害を被られた方がいらっしゃるわけだから、そこももし対象に入っていなければ、新たに重点ため池として指定して、早急に対応すべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 桐山議員の質問にお答えさせていただきます。

重点農業用ため池というのは、国の指定条件がございます。そういった条件の中のものだったため池が、今現在、町内では21池あるということございまして、逆に言いますと、それ以外のものにつきましては、言っているため池には該当しないということではあります。ため池が要因かどうかは別として、そういった防災・減災に向けての対応というのは、それぞれの池の状況を見ながら、また、地域の周辺を見ながら、そこら辺の対応方針につきましても、県等と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 先ほど町長のほうから、スピーディにということでお話がありましたけれども、ぜひスピーディに取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（美野勝男） 以上で、桐山尚己議員の質問を終了いたしました。

これで、一般質問を終わります。

◎日程第2 議案第70号 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第2、議案第70号、工事請負契約の締結について、議題とします。

説明を求めます。

東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長 (東浦功三) 恐れ入ります。本日 1 9 日提出の議案書を御覧いただき
たいと思います。

議案第 7 0 号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 9 日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の目的は、紀美野中学校改修工事でございます。契約方法は、指名競争入札でございます。契約金額は、8, 6 3 5 万円。契約の相手方は、和歌山県橋本市賢堂 1 1 1 4 番地 1、奈和建設株式会社、代表取締役、乾 弘人でございます。

この事業は、令和 7 年 4 月からの紀美野中学校の開校に向け、現在の野上中学校校舎を改修するものでございます。

入札の詳細及び工事概要につきましては、議案説明資料のとおりでございます。

以上、簡単ですが、議案第 7 0 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) これから質疑を行います。

2 番、中原和也議員。

(2 番 中原和也 登壇)

○2 番 (中原和也) それでは、質問させていただきます。

今回もと言っていいぐらい、落札率が 6 6 . 4 7 % と低価格になっております。これは企業努力というだけでは説明はなかなか難しいものじゃないのかなと思うんで、ただ、自分は調査基準価格というのがちょっと狂ってるんじゃないかと思うほどこの低価格が続いているというところで、なぜこういう差が出てきたのかというちょっと説明をしていただきたいなと思います。

それと、企業努力ということで抑えられる工事もあると思うんですけども、なにぶんここ、学校の中の改修工事となってくところであるので、安全管理にはとても注意してやってもらわなければならないと思います。安全管理に関する費用というところで、企業努力をされているとちょっと危ないのではないかなという点で、少しちょっと詳しく教えてもらいたいんですけども、予定工事日数がどれぐらいあって、警備員の単価が

どれぐらいあって、警備員延べ人数、警備員が配置する場所というのをちゃんと考えているのかどうか。また、その警備会社がどこであって、実際、工事現場に来る警備員に関しての警備員教育の状況、その警備員は有資格者かどうかというのをお聞きしたいです。この有資格者というのは、国土交通省の工事であれば、交通誘導警備1級の者を配置することという現場が多いです。こういう学校内での工事というのはとても安全を注意せなあかるところだと、全部の工事はそうだと思うんですけども、そういう規定を設けて入札参加の要綱に入れてるかどうかというのをお聞きしたいです。

以上です。よろしくお願いします。

(2番 中原和也 降壇)

○議長(美野勝男) 細峪副町長。

(副町長 細峪康則 登壇)

○副町長(細峪康則) 私からは、紀美野町低入札価格調査委員長という立場で一般的なことをまず申し上げまして、詳しいことはまた教育次長のほうからお話があると思いますので、御了解いただきたいと思います。

まず、奈和建設株式会社、これは県内で多くの公共工事の施工実績がございます。技術者につきましては、1級建築施工管理技士が5名、2級建築施工管理技士が3名おりまして、適切に施工が行われる会社であると判断いたしました。

今回、低入札に至った理由としましては、協力関係の下請業者が、多くの建築工事現場に従事した経験がございまして、その経験を基に積算を行っておりました。その積算につきましては、協力会社からの見積書により積算され、設定価格よりも安価になっておりました。また、現場管理費や一般管理費についても、これは必要経費は全て計上されておまして、問題もなく企業の努力により安価にできるということを確認いたしております。

また、議員が危惧されております安全対策につきましても、共通仮設費に現場事務所の設置及び安全対策として、表示板やバリケードの経費も当然計上されておまして、現場では、学校施設専門で長年経験がある技術者が常駐し、監督を行い、安全対策を徹底するとのことを確認しております。

また、工事期間については、現在のところ、工期どおり完成が見込めるとのことでありました。

また、同等額の県内の学校施設の改修工事の実績もございまして、十分に業務を履行

できると考え、判断いたしました。

以上のことによりまして、協力会社との間での信頼関係がありまして、工期内にも施工、十分対応できると。そしてまた、一番大切な部分であります安全管理、特に、生徒及び地域住民に配慮しながら工事の安全対策を図り、適切に施工可能であるということを委員会で判断いたしましたので、町長に報告したところであります。

以上でございます。

(副町長 細峪康則 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） 私のほうからは、中原議員御質疑の安全管理についての詳細について御説明させていただきます。

まず、予定工事日数なんですが、工期は本日議決していただければ明日からになりますので254日になりますが、何しろ、現在、子どもたちが通っている学校でございますので、内部の工事は平日、授業中とかはちょっと無理になります。そこら辺について、土日であるとか、長期休暇期間中であるとかを調整して、そこは、学校、業者、私ども教育委員会も入って調整をしていくことになります。

それから、警備員なんですが、まず警備員の有資格者の有無ですが、警備員は主に外部の工事のときに配置します。校門と、それから、校舎南側の通学バスの発着場の際、通学路にもなっておりますので、そこに主に交通誘導員を立たせることにしています。資格なんですが、野上中学校の横に面している国道370号につきましては、和歌山県の公安委員会において、この4月から警備員を配置することが必要である認定路線になっています。ですので、配置は交通誘導員A、いわゆる1級検定合格警備員を配置する予定になっております。

その警備会社名なんですが、ヒアリングにおいて、奈和建設のグループ会社である株式会社NAWAという、海南市下津町の業者、建設業と警備業をしている会社と聞いております。また、そこにおいて、警備の教育状況につきましては、定期的に研修を行っておると、そういうふうに聞いております。

また、警備員の延べ人数ですが、設計で延べ76人の配置を予定しております。また、警備員の単価ですが、見積りにより、1日1万8,000円の単価で見積もっております。

先も申しましたとおり、建物内の工事については、生徒がいない土日や長期休暇を利用すると。それから、建物外の工事については、できるだけ生徒の動線を避けて、どうしても交差する場合は、先ほどの交通誘導員がまた臨時に立つなど、また、バリケードやクロスガードで区切るなど、また、学校からも工事現場に近寄らないように生徒さんに指導していただくなどして、生徒の安全確保は最優先に考えていきたいと考えています。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (美野勝男) 2 番、中原和也議員。

○2 番 (中原和也) この調査基準価格というのが、逆にこれが狂ってるんじゃないかなと思うほどなんですけども、工事の落札された業者に調査するというのはとても分かるんですけども、逆にこの調査基準価格というのが合うてるかどうかというのは調べたことがあるんでしょうか。

それと、警備員の件ですけども、最近は低価格の落札が多いので、それが一つの原因になるかどうか分からないですけども、交通誘導警備の質がよくないと。私は交通誘導警備会社におったもので、警備員の教育もやっていましたので、その辺が特に目につきます。今後は、紀美野町に関する紀美野町内とか、当然、県道に関する工事にも、そういう優秀といったらおかしいですけども、きちんと教育のされた、できれば交通誘導警備の有資格者を配置するように。特に、この警備員教育というのは、警備員になりたいよと警備会社に行ったときに、新任教育というのを30時間受けます。半年に1回、現任教育というのを受けます。8時間です。そういったものを記録に残さないと、あれは公安委員会の認定の下で行われている仕事で、きちんと残さなければならないという警備業法にのっとってやってるので、もしよければ、今後、そういう落札業者に警備会社を使うとき、警備員を配置するときは、ちゃんとそういう教育の受けた方、ちゃんと証拠を持って書類の中に入れておいてくれという一言をつけてもらえれば、きちんと教育のできた優秀な警備員も配置されて、安全もより高くなってくると思うので、今後はそういう方向でお願いしたいなと思います。

その調査基準価格の件の答弁をお願いします。

○議長 (美野勝男) 高田企画管財課長。

○企画管財課長 (高田真孝) 調査基準価格の決め方についてなんですけども、一

応決まっております。予定価格の上限が92%、その下限が75%、その中で決めていくわけなんですけども、その決め方については国から示されたそういう積算モデルがありますので、それにのっとって決めてくという形になっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 基準となる数字の出し方が問題があるんじゃないかと。上限、下限の出し方、パーセントは分かるんですけども、基になる、例えば、基礎工事が幾らになるとか、扉1枚何ぼするかとか、そういう計算が狂ってるんじゃないかという質疑なんですけども。その設計がおかしいんじゃないかという質疑です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時59分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 中原議員の御質疑で、設計単価、設計額についてですが、この紀美野中学校改修工事に限らず、ほかの建築工事でも設計会社に委託して設計をしてもらっています。その中で、国の基準であるとか、あるいは建設物価資料、それから、積算資料等、標準となる単価を採用して積算していくことになります。そういった建設物価、積算資料にないものにつきましては、各メーカーであるとか、そういうところに見積りを徴取して、その中から積算額を、単価を決めて、見積額によってそれは徴取して、それを積算していくと。最終的に設計額が出来上がる。そういった形になっておりますので、基準及び市場によって出来上がった設計額という形になります。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） それでは、先ほどの問題について、議運の中でも問題に

なったわけでございますけれども、一つは、設計業者はどこであるのか。そのところの問題がないのか。以前から低入札について、そのことが問われてきました。それについてどうであるか、まずお聞きしたいと思います。

それから、これで見ると限り入札は1回と。要するに札を入れるというやつですね。それについても確認しときたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） 私からは、その入札についてお答えしたいと思います。

入札は1回で成立しております。

以上です。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） 美濃議員御質疑の設計業者名ですが、株式会社環境建築計画。

以上です。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） この環境建築というのはどこの業者ですか。設計がどのように、何ていうんですか、設計の中身。よく言われるんですけども、設計業者と、それから、実施する建築業者との関係がどうであるのか。ここできっちりと1回でということとございましたけれども、このように数字が分かれてきています。ほとんど大きいところと小さいところの差がはっきりしてきている。奈和建設の金額が7,800万円、続いて丸山組とかあるわけでございますけれども、その辺のところ、どういうふうなことになってるのか、その辺が非常に不安になると、それから、よく釜淹柴目線で何回か設計変更等があったというふうに思うんですけども、その辺のところのことも、最近こんなことが起こってるんですよね。そのところの問題が気になるんですけども、それについてはどうでしょうか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時08分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時12分）

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 美濃議員の御質疑で、当該工事の設計業者はどこの業者かというお話ですが、株式会社環境建築計画は、和歌山市小野町1丁目10に所在する設計業者でございます。

それと、先ほど建築業者との関係というお話をいただいたんですが、設計自体は昨年度、令和5年度事業として入札により決定しております。また、それとはまた別でこの工事は工事として入札しております。同じ業界であるのでどんなつながりがあるかは知りませんが、この決定については全く別の入札で決まったところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 私からは、その設計の、紀美野中学校改修工事設計業務委託ということで、令和6年1月31日に入札しております。業者については6者ございまして、株式会社小川一級建築士設計事務所さん、株式会社田渕建築設計事務所さん、株式会社バウ建築企画設計事務所さん、株式会社岡本設計さん、株式会社アール企画さん、それから、落札された株式会社環境建築計画さんのこの6者で入札を実施しております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） さきの、午前中の議運で示されまして、初めてこの入札が行われたと、そういうことでありました。私はこれについて、当然一定の調査期間を持って質疑、採決と、そういうふうにするべきだというふうに主張したんでございますけれども、今日こういうふうに提案されて、それから、今日は質疑、採決までやるということだったので、その辺のところは私は少し分かりにくいんですよ。皆さん方

も間違いはないと思いますよ、しかし、そのことで十分に議会というのは、ここで採決して、態度を表明していかなきゃならんということについては、その調査期間が当然あるべきだというふうに思うんです。今のところも、少しこの、先ほどからのお話もありましたけれども、奈和建設、そここのところの金額がやはり安ければ、それは町民のお金を少しでも出さずに行くということでございますけれども、そこが十分であるのかどうか、先ほどからの副町長、委員長の報告もございましたけれども、少し理解がしにくいんですよ。もう一度そここのところを納得いくように説明をしていただいて、この場で聞くより仕方ないんですから、我々は。その辺のところのきっちりとした説明を願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず、私のほうから、今日、議案を提出させていただいて、即日で審議していただかなければならなかった理由についてから、説明をさせていただきますと思います。

まず、この工事は、先ほど申しましたとおり紀美野中学校を開校するための改修工事でございます。新設校の紀美野中学校は、来年４月１日の開校を予定しておりまして、工期を延ばすことはできません。

本工事は、日々生徒が学習している現在の野上中学校の校舎の改修となります。工期は令和７年２月２８日までとしてはおりますが、授業がある平日は改修工事が大きく制限されます。学校運営に支障なく施工を進めるためには、休日の施工や長期休暇期間の施工が中心となり、工事期間中毎日施工できるわけではございません。また、学校行事等の都合に合わせて施工する必要があるため、一日でも早く学校側と日程調整をする必要もございます。

また、先ほど来お話に上がっております本工事の設計業務が、令和５年度の繰越事業で、業務を履行期限を令和６年の４月２６日とし、同日にその設計が完了いたしました。したがって、その成果の設計書をもつての入札は５月３１日となりました。入札の結果、低入札となりまして、６月１７日月曜日に低入札価格調査委員会において調査をし、昨日１８日に仮契約を締結し、本日上程させていただいたところでございます。

工事期間内での安全で確実な施工を実施するために、一日でも多く工事期間を確保したいと考えておりますので、本日上程させていただいて、即日で審議していただくことをお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） それでは、私のほうから美濃議員の御質疑にお答えをしてみたいです。

まず、6月の17日に低入札価格調査委員会を午後1時から開催をいたしました。そして、積算の比較表であるとか、それから、業者さんからの質問事項に対する回答、28問、教育課が調査した質問なんですが、それに対しての回答。そういうのを全て見ていきまして、それから、この低入札価格調査による資格判定基準というものもございまして、これには失格というところはなく、全て合格という判定基準であります。

それから、低入札価格の調査報告書というのが業者から出されておまして、15項目によるものの書類を見ていきました。そして、先ほど申し上げたような判断に至ったということでございまして、特に審査委員会でも学校という、生徒がいてる、そして学校行事も多々ある中で、業者が工事できる期間であるとか、そういう時間帯であるとか、そういうことも大変調整にはてこずるであろうということも話しました。そして、新築であればある程度計画的に進むものであるんですが、改修となれば、おやこちょっとなんかというような当然部分も出てくるんじゃないかという、そんな危惧もいたしました。ですから、一日も一日も早く、1時間でも早くという、工事が始まって、そして、早く終わる。これが一番生徒たちにはいいことであるので、大変短期間で審査いただくというのは恐縮なんですが、生徒たちのために一日でも日数を確保したいということは大事やねという、審査会でも話が合ったことを申し添えます。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 当局の目標、そういう付近は今お聞きしまして、しかし、それと同時に。

○議長（美野勝男） 美濃良和議員、もう3回終わってます。

○11番（美濃良和） 3回目ですよ。議長が認めたから。

○議長（美野勝男） 続行してください。

○11番（美濃良和） それで、しかし、正確さというんですか、正確にやってくれるということであるんでしょうけれども、我々はそれを認識した上でこの採決の場に臨んでいかなければ、これは有権者、住民の皆さん方に対しての責任が負えないとい

うことになるかというふうに思います。そういう点で、今このことについて、もう少し流れも十分に取っていただいて、このところを、そういう低入札についての審議も十分だったという、今のことでしたけれども、もう少し分かりやすく、前からも言うてるように客観的にどうであるかということについて、文章的に委員長は認識されたということであるんでしょうけれども、それが我々には分らないのですよ。その辺について、もう少し分かりやすく、されたんだなということについての説明願いたいと思います。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） 大変分かりにくいということで申し訳ございません。

それでは、私どももこれは大体報告書をもって判断してますので、これを読み上げさせてもらったらいいんでしょうか。質問は申し訳ないんですけど、そういうことになります。これをなかなか説明ということは非常に時間もかかりますし、本当にかいつまんでというか、そういう部分でもよろしければ説明はさせていただきますけど、ここには報告書がございますので、少し数字的なことをお話しさせてもらうということで御了解いただけますでしょうか。よろしいですか。

まず、積算比較表というところを見ますと、直接工事費は、調査基準価格 7,794 万 3,964 円に対し、入札価格が 6,300 万、これは 80.83% です。それから、共通仮設費、これは 496 万 3,757 円のところ、入札が 450 万円で、90.66% です。それから、現場管理費は、1,242 万 9,124 円に対して、入札価格が 600 万円で 48.27%。それから、一般管理費、これは 1,332 万 1,296 円の調査基準価格に対して、低入札金額は 500 万円ということで 37.57% というところがございます。

それから、質問事項の調査に関してですが、低入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能ですか。また、低入札になることは予想できましたか、また価格を落とした理由は何ですかという質問もさせていただいております。これに対して、業者からの回答は、安全かつ良質な施工はできます、低入札となることは協力会社からの見積りの積み上げで予測できたところである、長年の協力会社との信頼と実績があるため金額を安くするとすることができたという回答があります。それから、過去に低入札で請け負った工事はありますかという質問に対して、和歌山県で、これは紀の川支援学校管理棟大規模改造建築工事とか、橋本市で、産業文化会館野外改修工事。それと、橋本市の紀見小学校の外部改修 2 期工事という工事を請け負ったことがあって、問題やトラブルはなか

ったということも聞いております。これは一例ではございますが、こういう質問等を28項目にわたって聞き取りをしております。

その他、低入札価格の調査報告書というのもございまして、これには、入札の理由書であるとか、積算の内訳書、下請予定内容報告、それから、現場管理費の内訳とか、一般管理費の内訳、資材の単価の一覧等々、労務者の確保計画であるとか、15項目にわたって様式にのっとなって書類が提出されているのを精査しております。

大変誠に簡単ではございますが、そういう書類を精査して審査したところでありますので、御理解いただければ幸いかと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 次長さん、単価のあるなしという話ありましたよね。単価のあるなし。単価が載ってるのと載ってないものがあると、載ってないものについては問合せをすると。その比率といいますか、金額ベースでいってどのぐらいなのでしょう。というのは、単価のあるのは、それは各会社共通ですよ。出しますからね。単価のないのでどないするかというのが値段はじくときに一番頭悩ますわけですよ。先ほど副町長さんおっしゃったように、各いろんな工事をしてると、この会社はね。そのときの設計会社は分かりますか。どっかの工事をやってる、どっかの学校やってると、そのときの設計業者も確かめましたか。私、やっぱり美濃さんと同じような疑問を抱く。というのは、建築業者と設計業者、これつるんでたらこういうことできるわけですよ。ここはもう大体92%と分かっていますから、全部そうですよね。全て調査基準価格は92%。これに近い数字やともう大体分かっていますから、業者はね。そしたら、高い設計を出して、そしてつり上げてくる。単価のないのがたくさんある。そうしたらもう大体分かりますよね。どの辺になるか。そしたら、その予定価格に合わせてくるというようなことが起こるわけです。そして、組んでたら低いの出したらいいわけですから。というのは、66.4%でも利益が出てるわけでしょう。この会社は儲かるんです。倒産するような仕事できませんから。ということは、やっぱり設計価格がおかしいということにならざるを得やんのです。私は思わざるを得ません。設計価格が異常に高い。教育委員会は、今まで過去のを見てみましたら、私、記憶でしかないですけども、大体

98%とか、97.何%、非常に高い入札で落札してるのが非常に多かったです。これは何やて、高過ぎるやないかと思ってた。ところが今回は反対でしょう。差があり過ぎるこんなんは。どかすかあり過ぎ。とても企業努力でこんなになりましたと言われても、こんな、企業努力でこんなことになるわけない。そうでしょう。なぜ現場管理や一般管理、37.5%になってたら、そんなん何でこんなんでできるんよという話になるでしょう。そしたら元がおかしいという話に戻ってくるんですよ。本当に元正しいんですか、これ。そこまで突き詰めて調査したかどうか、それをお聞きしたいと思います。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(美野勝男) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 3時37分)

再 開

○議長(美野勝男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時51分)

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) お待たせしてすみません。先ほどの埴谷議員から御質疑の、設計において見積りと基準による積算、これを一つ一つ調べていくとちょっとかなりの時間がかかりますので、大まかな形でお話しさせていただきたいと思います。

建築改修工事は、大きく分けて建築改修工事と電気設備工事、それから、機械設備改修工事に分かります。

電気設備工事と機械設備工事、これは製品を使うことが多いので、ほぼ見積りによるものだと考えられます。建築改修工事につきましても、建具、それから、いろんな塗装であるとか、そういったものも含まれますので、この工事に関しましては、建築改修工事の項目につきましても、約7割ぐらいが見積りとなると思われます。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) 細峪副町長。

(副町長 細峪康則 登壇)

○副町長（細峪康則） 私からは、埴谷議員の質疑の、過去の低入札を行った工事で、和歌山県が主体の紀の川支援学校の大規模改造というのと、橋本市が行った産業文化会館の屋外改修、そして、橋本市の紀見小学校の改修ということで、工事は奈和建設が行ったんですが、設計会社を調べたのかというところでありまして、この審査会の中では、設計会社を特定するには至りませんでした。そういうところまで調べたということはありませんでした。

以上です。

（副町長 細峪康則 降壇）

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） それを聞かないというのは疑問を持たないということですか。疑問を持たなかったので聞かなかった。私言いましたように、やっぱり設計金額が高い。明らかに高いですね。協力会社、協力会社と言いますけども、本当にそうなのかというのは分かりませんよね、外だけ見てたら。だから、やっぱりそこまで突っ込んで、別に突っ込まなくても聞いたら終わりですから、分かるわけですが、設計会社がどこだったかぐらいは聞いてくださいよ。そして、報告してください。これはもう仕方ないですね、今分からのやったら後ほどでも構いません。本当だったら美濃さん言うように、一定の時間を取って、こういう調査をする時間を、議会が調査をする時間を取ってほしい、こう思います。

それから、改修ですからね、これ。どう見ても分離発注でもできるような工事ですね。例えば、黒板の入れ替えって別にここにやってもらわなくても、黒板の業者で、私素人、門外漢なんで全然分かりませんが、そういうのがあったら、黒板の納入業者みたいなものがあったら、それでもう頼んだらすぐそれで解決するわけですね。網戸の設置、網戸を変えるぐらいはサッシ屋さんに言ったらすぐ変えられるわけですね。それも、こういう大きな本体の工事とは関係ないですね。LEDの工事も、今LEDここやってますから、いろいろな工事やってますから。全部分離発注でいけるような。そんな大層なといたら、ひさしの屋根の整備とか、そんなところでしょう、大きな工事といたら。なぜ一遍にやらないといけないんです、そしたら。一遍にやったら業者は、もちろん下請に出すわけですから、分離とやるんやけれども、時間よけかかるん違いますか。これ個別でやったらそんなにかからないと思います、私。なぜこういう方式なんですか。でなかったら、どうもこの現場管理の48.27%と一般管理の37.57%、

これがどうも引っかかる。こんな入札結果を見せられて不思議に思わない、協力会社が頑張ってくれたんやねということでは、私、済まないと思います。だから1回、町長さん、この設計価格を1回調べてくださいよ。どういう仕組みになってるのか、もうちょっと突っ込んで。なぜこんな低入札ができるのか。本当に協力会社が頑張ってくれてこないなってのか。それとも、一般管理と言っても、例えば、自分ところの事務所の社長の給料とか、そんな感じなんでしょう。ほやから、何でそれが1,300万なんか。事務所経費がね。そういうのが本当に高くないんかというのを1回調べてくださいよ。それじゃないと、漫然としてこういうやり方をしてたら、やっぱり私、言葉悪いですけども、なめられます。これはね。紀美野町は何でもええんやということになったら困るでしょう。

これはもう要望ですけどね、けったいな話、質疑になりませんが、そういう具合にしてほしいと思います。もう結構です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

4番、藤井基彰議員。

（4番 藤井基彰 登壇）

○4番（藤井基彰） 簡単なことですが、確認だけさせていただきます。

この工事、当然今日決まれば、明日からとさっきおっしゃってましたけど、一方、西側では給食センターですか、これの工事、一応発注かかってますから始まるんですよ。すぐ学校の南側、それと西側と工事が始まります。

先ほども安全の万全は期すということでありましたけども、まず、安全と同時に騒音、学校の教育現場での教室内、また、教室に限らずグラウンドのクラブ活動のときの騒音。当然安全もそうですが、その付近は両方の工事が重なって、約1年間ほぼ重なるという工期ですけども大丈夫なのか。1個1個は大丈夫なの分かりましたけど、両方重なってする場合に大丈夫なのか、その付近の確認と、それとこれ地図で見ますと、今運行バスの乗り入れというのは、これたしか自転車置場だと僕の記憶ではしています。自転車置場はどこかへ当然移動しなければならないということになると思います。予定ではどの付近へ自転車置場を持って行って、その付近のいろんな安全等々、いろんな面は大丈夫なのか。学校側、もしくは生徒さんの保護者、もしくはその付近はある程度納得されているのか。

それともう一点、これ同じく自転車置場のところ、さっき安全は確保するというこ

とでしたが、当然つい立てもそうですけど、仮にかぶせたシートなんかもするんでしょうかねと思うんですけども、僕からの個人的なお話で申し訳ないんですが、僕いつも夕方、この付近歩くんですけども、体育館の外、クラブ、体育館でやってるから多分バスケット部だと思うんですけど、夏場はもう表に出てきて、ドア開けて、時々半分冗談で暑いねって言ったら、もう暑てたまらんと、今の時期でも暑てたまらんと言ってます。ここへ仮に、シート等でも仮にすると、それ以上に暑い。もう何とかしてくれやんと困るよと半分冗談でこどもさん言ってるの聞いている中で、またこうしてシートされてしまうと、こどもさんはすごく暑い。熱中症なんかも最近厳しいので、その付近の空調、扇風機、その付近はどうなんでしょう。僕、工事自体はもう当然必要だからすべきと思うんですけども、その付近の細かいところで申し訳ないんですけども、安全とか、騒音とか、安全の中にはそういう熱中症も含めて温度のほうの安全、その付近はどうなんでしょう。お願いします。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) 藤井議員からの御質疑3点あったと思います。

一つは、二つの工事を同時にやっていくという中で、騒音、振動について学校に影響がないかという話だと思います。これにつきましては、それぞれの工事において、学校運営に支障がないような配慮をしていくということになってます。また、工事の工程につきましては、教育委員会を含め学校とも調整しながらやっていきます。全く騒音がしないかというたらそうではないとは思いますが。工事を進めていく中では。ですが、そこを最小限にとどめるよう、学校と教育委員会、業者とも調整していきたいと考えています。

2点目、運行バスの発着場の元の自転車置場がなくなるという形になります、確かに。しかしながら、生徒数も減ってきてまして、生徒数がもう昔に比べたらかなり減っています。自転車、今その場所の南側の、今、発着場を造ろうとしているところの駐輪場は現在使われていない状態です。ですので、自転車で来られる生徒さんにつきましては、北側の駐輪場を使っているところです。ですので、ここの南側の駐輪場は、もう全てそこに止めることはありません。

それから、体育館のシート等による安全、体調、熱中症であるとか、そういった形の

ことにつきましても、工事に起因するものにつきましては、先ほども申しましたが、工事業者、それから学校、それから教育委員会で、こういった形がええんかということも含めて、学校の要望にも応えていきたいと、そのように考えておりますので、細心の注意を払って工事をしていきたいと考えています。

以上です。

先ほどの３点目のシートで生徒が暑い思いをするのではないかとということですが、コロナ禍の際に、網戸を設置したり、扇風機、クーラー、冷風機など整備しているので、それも併用して、工事のかかりたいと考えています。

以上です。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） ４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰） 今じゃあ音はどうかというのはよく分かりませんから何ともなんですけども、取りあえず個々の工事の音は範囲内とおっしゃいましたけど、今言ったように両方で工事の重なる期間が当然あると思うんですけども、その付近、重なっても大丈夫ということですよ。

それと、駐輪場北側というのは、ちょっと僕は、東側じゃなくて北側ですか。東側じゃなくて北側ですね。

それと、３点目の送風機や扇風機である程度は温度を管理しておられるということですけど、多分ここ１年、２年の温度は急激に、さっきも言いましたように、今年は暑い、おっちゃん、なんて僕よく言われるんですけども、表に涼みに来てるので、網戸みたいな鉄格子を開けてこっち側へ、裏側へ来てるんです、駐輪場のほうへ。暑いでって言ったら、暑いとこどもは言ってます。だから、もちろんその効果はあるかと思うんです。一度もしよかったら温度等調べてみたらどうでしょう。多分今の状況の温度調整では多分厳しいんだと思います。そこへもってきて、こっち側、駐輪場のほうへシート、もしくは何かフェンスを立てると、余計空気の循環が悪くなると思います。今は別に答えは構わないんですけども、その付近も考慮して工事は進めていただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 熱中症の話ですけども、今盛んに熱中症対策というのは言われてまして、平生の体育、あるいは部活動においても、気温と湿度の関係でちょっと控えようかというラインがはっきりしてますので、そこらは学校が判断しながらやって

いくと思います。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 私のほうからは、二つの工事が、同じ日に、

○４番（藤井基彰） 同じ段階で同じようにするという形。

○教育次長（東浦功三） それにつきましても、先ほども申しましたけれども、学校と調整しながら、主に今回の工事については、学校内を触る場合は、休暇期間中であるとか、土日を使ってというところが主になると思います。

どちらの工事もそうなんですが、今の学校の運営に支障を来さないようにするのはもう当然のことでございます。それぞれで、どちらも教育委員会が所管する工事でございますので、こちらのほうで学校と調整しながら合わせていきたいと、そういうふうに考えています。

それから、自転車置場は北側を利用するものであります。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第７０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

１１番、美濃良和議員。

（１１番 美濃良和 登壇）

○１１番（美濃良和） この学校統合に向けて、新中学校がいよいよ来年の春から始まると、それに向けて改修工事であるということで、非常に関心もあり、立派なものを造っていただきたいというふうに思います。当局についても、それについては十分に考え、やっただけにしているというふうに思います。

ただ、私が気になったのは、この案件につきまして、本日提案されて、それから、本日この案件を採決すると、そういうところであります。これについては、やっぱり議会というのは住民の代表であって、住民の皆さん方の代わりに案件を議決していくと、そういう責任のあるところであります。それについて、十分に各議員が納得されて、そし

て、調査なりをして納得された上で、この賛成反対の態度を取ると、そういうことが必要であるかというふうに思います。

そういうことで、この案件については、やはり調査期間を取っていただくと、そういうことを前提にさせていただきたいというふうに思います。そういうことを申し上げまして、この改修の案に賛成いたします。

(1 1 番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第 7 0 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 0 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日 2 0 日から 2 4 日までの 5 日間、議案精読のため休会し、2 5 日午前 9 時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男） 本日は、これをもって散会します。

(午後 4 時 1 3 分)